

# かいほう

平成14年新年号

No.57



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

C O N T E N T S

年頭に  
あたつて

「新年のご挨拶」

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 小林定之 2

盗難対策

建設機械の盗難対策について

4

賠償制度

全建リース総合賠償制度について

7

厚生年金

厚生年金基金からのお知らせ

8

関係法令

下請契約における代金支払の適正化等について

10

国土交通省総合政策局長通達

お知らせ

「改革工程表」取りまとめられる 「経済財政諮問会議」

13

平成・三年度可搬形発電機整備技術者試験 合格者

19

可搬形発電機「定期点検済証票」のポスターについて

21

藍綬褒章・国土交通大臣表彰

22

報告

委員会活動報告

23

協会より

ホームページ・アドレス名等の変更について

38

協会支部名簿

39

協会の定款・支部に関する規定

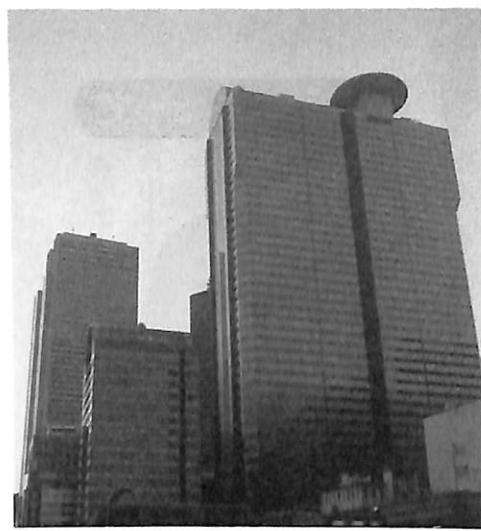
40

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

54

あとがき

55



●写真 東京赤坂



「年頭ご挨拶」

社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会長 小林 定之

新年明けましておめでとございます。

全建リース協会の皆様並びに関係各位に於かれましては、昨年中は誠にお世話様になりました。衷心より厚く御礼申し上げます。本年も新しい年を迎えるにあたりまして、何卒よろしく御指導御鞭撻御協力をお願い申し上げます。

昨年のあの忌まわしい驚愕の事件の発生は、米国のシンボルとも言えるニューヨークの世界貿易センタービルが双棟が想いもよらぬテロリストのターゲットになり、誠に悲惨な事態が発生し、世界同時多発テロに発展し米国を中心とする自由主義陣営では更なるテロ攻撃を許すまじとテロ撲滅の目的を持った戦争に迄至って居る訳であります。全世界どこでも起り得る恐怖に改めてテロ集団の恐ろしさを体験したところであります。そのテロ

行為はあまりにも多くの実害を被ったところであります。が特に此の部分と言う事ではなく、全包的にメンタルなところに迄及びその後遺症はあらゆる面に今もって多大な影響を持つに至り、今世紀に入り最初にして最大とも想われる事件と言っても過言ではないと存ずるところであります。

現地アフガニスタンでは、それ迄も本来幸せであったとは言い難い状況にあった。その上に更に大きく不幸が一般国民の肌迫っている姿を見るにつけ、被災難民と一言では言い尽せない悲しい出来事でありました。一日も早いテロのない平和な世界が実現される事を切に望むものであります。

一方我国ではかつて経験した事の無い経済と政治が社会情勢を大きく変貌させ、国民負担と云う型で如実に国

民にその付が回って来ている訳であります。それは余りにも過酷な現実であります。私の記憶する中においては例を見ない失業率5・4%を目の当りにし、更には予想経済成長率マイナス0・9%を甘受せねばならない状況は誰も想像しなかった事でありました。かつての高度経済成長時より一変し、バブル後の予期せぬ現実、そしてプライマリバランスをも欠如した中で、我々は今苦悩し試行錯誤しながら経営を行っているところであります。

政府に於きましては財政の健全化が先か、景気浮揚が先か、多くの意見を模索する中でそう簡単には解決を見る事は困難であり、更にデフレスパイラルを注視しながらの経済の舵取は容易ではなく国民の痛みは当分続くものと思われま。我々の直接的関連であります従来型の公共投資は考えにくく、第一次補正予算の四兆円にも思恵は得られないと覚悟せねばならず、公社公団の民営化にもどれ程のプラス要因があるか明らかでなく、当分茨の道を考えなくては！と想うものです。

従いまして従来型の建機リースレンタルのみではなくコアの部分としての程度継続し、その他如何に新分野を探し求め新たな市場へ取組むかが重要と考えて居ります。

政府の中小企業対策も大変革し、全体的な底上策は廃止し、あく迄も各々の企業のやる気と新規事業に取組む

意欲と姿勢により、企業への支援策を打出すに至って居る事を重視し、日々の経営努力をする事であると理解致して居ります。各会員企業並びに関係各位の更なるご発展を祈念しご挨拶と致します。



# 建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機械名：	製造会社：		
型式：	製造番号：	エンジン番号：	
塗装色：	その他番号(リース会社管理番号)：		
購入年度：	標準価格：		

被害区分(○で囲む)	盗難・紛失・その他( )
被害発生日時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃
被害発生場所  ○で囲む ○で囲む	社名： 住所：
	自社・ユーザー・その他 構内・置き場・作業現場・その他
届出警察署・日時	月 日 届出
被害者名 ※所有者	社名： 住所：
	※使用者
連絡先	社名：
	支店・営業所：
	担当者氏名：
	TEL： FAX：

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

## 事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)  
 → 購入先ディーラー(FAX)  
 → 所属支部事務局(FAX) → → → (社)全建リース協事務局  
 TEL 03-3293-7273  
 FAX 03-3293-7275

# 建設機械盗難調査報告書

調査期間 平成13年7月24日～10月31日  
 届け出件数 139件  
 盗難建機数 179台  
 被害総額 価格記入有り 101件、記入なし 38件  
 記入有り 101件(盗難建設機械 計141台)の  
 被害総額 計40,142万円

## 1. 盗難発生場所別件数

発生場所	件数	発生場所	件数
①作業現場	65	③ユーザー敷地内	31
②自社敷地内	43	計	139

## 2. 盗難機種別件数

機種名	台数
1. 発電機	65
2. 油圧ショベル	40
3. ダンプ	13
4. テラスター	5
5. ユニック車	4
6. エンジンウエルダ	4
7. 掘削機	4
8. ローラー	3
9. 溶接機	3
10. ロータ	2
11. 投光機	2
12. セネレータ	1
13. フォークリフト	1
14. プレート	1
15. 高圧洗浄機	1
16. 信号機	1
17. ナンバープレート	1
18. 小型機	17
19. その他	11
計	179

## 3. 支部別届け出件数

支部名	届け出件数
11 北海道	6
21 青森	
22 秋田	1
23 岩手	
24 宮城	1
25 山形	
26 福島	1
31 東京	31
32 神奈川	5
33 長野	1
35 群馬	5
36 新潟	
37 栃木	4
41 静岡	
43 中部	37
51 富山	1
52 石川	3
53 福井	
61 大阪	3
62 兵庫	33
63 和歌山	
64 滋賀	
65 京都	
71 中国	1
81 四国	
91 九州	6
98 沖縄	
計	139

## 追記

1. 価格、エンジン番号は未記入がたいへん多い
2. 盗難発生時間に午前午後の明記がなく、特定できない
3. 型式、製造番号の数字アルファベットが不鮮明で正確に記録できない
4. 標準価格：新規購入価格

協会では建設機械器具等の盗難の被害にあわれた場合に、会員各位から「建設機械器具等の盗難・紛失報告書」(協会の統一様式)に基づき随時報告を頂いており、一定期間分を継続的に集計いたしまして、警察当局等に実情を報告し取り締まりが強化されるよう陳情するなどの活動を行っております。

また、全国的にこの活動の周知を図るために「盗難報告書」の継続的なご報告をお願いいたすとともに、ユーザーにも現実を認識して頂くことを趣旨とした「盗難防止キャンペーン実施中」のポスターを作成し、協会といたしまして組織的に盗難防止に努力しております。

# 建設機械器具等の盗難防止対策について

# 全建リース総合賠償制度支部別加入状況

(2001年11月1日計上分まで)

(単位：円)

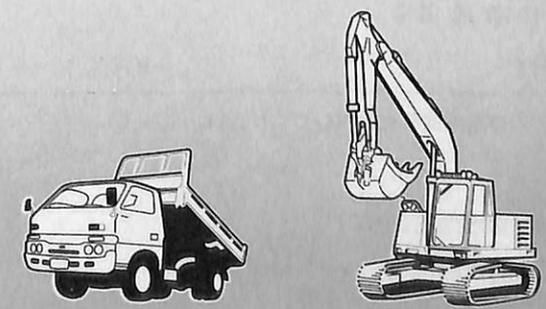
支部名	会員数 (在本社)	基本プラン		オペミス+ユ特+交		合計 基本+OPMISS+ユ	加入率 (%)
		加入	掛金	加入	掛金		
北海道	82	20	3,863,290	19	9,620,000	13,483,290	34.4
青森	17	6	1,226,630	6	2,619,020	3,845,650	35.3
秋田	16	7	1,030,000	7	1,960,000	2,990,000	43.8
岩手	20	5	850,140	4	766,850	1,616,990	25.0
宮城	35	9	1,599,670	7	5,107,250	5,706,920	25.7
山形	10	8	1,220,000	8	2,140,000	3,370,000	80.0
福島	29	8	1,510,000	5	2,260,000	3,770,000	27.6
茨城	—	—	—	—	—	—	—
群馬	10	0	0	0	0	0	0
栃木	19	2	280,000	2	300,000	580,000	10.5
新潟	27	7	1,200,000	6	1,570,000	2,770,000	25.9
東京	187	35	5,283,270	21	11,434,770	16,718,040	18.7
神奈川	45	5	577,680	4	2,367,670	2,945,350	11.1
長野	28	2	260,000	2	680,000	940,000	7.1
静岡	23	6	870,000	5	1,000,000	1,870,000	26.1
中部	65	21	3,895,200	16	6,220,360	10,115,560	32.3
富山	21	4	695,780	3	765,860	1,461,640	19.0
石川	28	2	310,000	0	0	310,000	7.1
福井	14	4	740,000	3	740,000	1,480,000	28.6
滋賀	22	3	416,550	2	825,860	1,242,410	13.6
京都	12	0	0	0	0	0	0
大阪	93	2	540,000	1	1,470,000	2,010,000	2.2
兵庫	29	9	1,149,840	6	1,514,460	2,664,300	31.0
和歌山	23	0	0	0	0	0	0
中国	76	8	1,107,060	5	2,749,440	3,856,500	10.5
四国	23	7	1,160,000	3	960,000	2,120,000	30.4
九州	103	14	1,945,500	12	6,348,810	8,294,310	13.6
沖縄	12	6	803,370	5	1,360,220	2,163,590	50.0
合計	1,069	200	32,533,980	152	63,780,570	96,314,550	18.7

盗難防止  
キャンペーン  
実施中

狙われています。  
「油断大敵」。

最近、レンタル機械の「盗難」が  
全国各地で発生しています。

機械の「無施錠」「放置」や「貸出し時の未確認」には  
くれぐれもご注意を!



社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
事務局：東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟ビル4階  
電話 03(3293)7273 FAX 03(3293)7275

## 厚生年金基金からのお知らせ

### 1. 平成12年度年金財政決算 (平成13年3月31日現在)

#### (1) 平成12年度年金経理決算

年金資産額 23,538,394,888円  
 当年度不足金 3,837,149,950円  
 別途積立金 1,421,965,042円  
 繰越不足金 2,415,184,908円

#### (2) 積立水準の検証

検証項目	基準値	検証結果
純資産額+許容繰越不足金/責任準備金	1.00以上	23,190,280千円+2,402,83千円 /25,297,273千円=1.01
純資産額/最低責任準備金	1.05以上	23,190,280千円/19,263,743千円 =1.20
純資産額/最低積立基準額	0.90以上	23,190,280千円/25,420,329千円 =0.91

### 2. 年金資産運用状況

(平成13年3月31日現在)

受託機関名	当期末簿価総額	当期末時価総額	総合収益	修正総合利回り
明治生命	8,778,150,113円	8,807,304,120円	△1,048,644,860円	△9.89%
日本生命	3,052,617,299円	3,062,061,038円	△457,520,793円	△13.42%
第一生命	2,707,399,549円	2,716,028,305円	△403,273,671円	△13.38%
大同生命	533,976,575円	536,606,426円	△54,609,041円	△10.10%
生保合計	15,072,143,536円	15,121,999,889円	△1,964,048,365円	△11.18%
住友信託	1,593,598,210円	1,661,755,953円	△179,196,338円	△9.80%
大和銀行	809,714,108円	832,276,183円	△89,992,599円	△10.17%
みずほ信託	707,311,665円	707,478,637円	△90,822,003円	△11.97%
中央三井信託	271,563,250円	271,600,382円	△19,416,189円	△7.61%
信託合計	3,382,187,233円	3,473,111,155円	△379,427,129円	△10.18%
明治ドレスナー	1,824,934,836円	1,829,028,390円	△121,268,121円	△8.16%
日興アセットマネジメント	1,978,846,660円	1,821,985,770円	△189,605,062円	△12.34%
東京三菱投信投資顧問	696,752,044円	644,811,049円	△66,744,064円	△9.09%
投資顧問合計	4,500,533,540円	4,295,825,209円	△377,617,247円	△10.05%
基金合計	22,954,864,309円	22,890,936,253円	△2,721,092,741円	△10.86%

総合収益とは、利息、配当収入および有価証券の売却損益と評価損益増減額（評価損益額の対前年度末増減額）の合算額です。修正総合利回りとは、総合収益に基づいて算出した時価ベースの利回りです。

生命保険会社につきましては、一般勘定を除いた特別勘定第1特約総合口の運用収益です。

(平成13年8月31日現在)

受託機関名	当期末簿価総額	当期末時価総額	総合収益	修正総合利回り
明治生命	8,853,201,363円	8,232,346,088円	△649,820,700円	△7.37%
日本生命	3,173,233,743円	2,971,665,996円	△211,180,217円	△6.75%
第一生命	2,985,397,388円	2,776,464,335円	△217,803,795円	△7.95%
大同生命	581,606,586円	540,476,428円	△43,788,468円	△7.84%
生保合計	15,593,439,080円	14,520,952,847円	△1,122,593,180円	△7.37%
住友信託	1,623,204,324円	1,557,277,352円	△125,169,725円	△7.47%
大和銀行	865,025,368円	809,619,986円	△70,340,476円	△8.20%
みずほ信託	756,338,286円	691,618,138円	△64,383,683円	△8.79%
中央三井信託	312,766,348円	291,823,966円	△20,598,557円	△7.06%
信託合計	3,557,334,326円	3,350,339,442円	△280,492,441円	△7.89%
明治ドレスナー	1,813,195,710円	1,673,509,110円	△142,021,383円	△7.76%
日興アセットマネジメント	1,945,478,982円	1,692,436,018円	△116,064,007円	△6.39%
東京三菱投信投資顧問	687,809,342円	591,123,167円	△43,499,177円	△6.79%
投資顧問合計	4,446,484,034円	3,957,068,295円	△301,584,567円	△7.03%
基金合計	23,597,257,440円	21,828,360,584円	△1,704,670,188円	△7.38%

平成12年3月末と平成13年3月末および8・9月末の市場指数を対比すると次のとおりです。

決算日	日経平均	TOPIX	NYダウ	為替
平成12年3月31日	20,337円	1,705ポイント	10,921 \$	1 \$ = 102円
平成13年3月31日	12,999円	1,277ポイント	9,878 \$	1 \$ = 125円
平成13年8月31日	10,713円	1,103ポイント	9,949 \$	1 \$ = 119円
平成13年9月30日	9,774円	1,023ポイント	8,847 \$	1 \$ = 119円

国内株式および米国株式の下落により、評価損益増減額が対前年度比で減額となったために、時価ベースの利回りはマイナスとなっております。

なお、平成12年10月に受託会社間の委託割合見直し、資産の移受管を行っております。

## 記

1. 下請代金支払状況等実態調査によると、徐々に改善しているものの、依然として下請契約において書面による契約がなされていない例が多く見られることから、建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結するとともに、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によることを徹底すること。特に、労務費等の見積りに当たっては、賃金等の単価に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。今回、併せて、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について通達したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順によりこれを変更すること。

なお、書面（建設業法第19条に基づく情報通信技術の利用による代替措置を含む）による契約が締結されていないことは、建設業法第19条に抵触するので、十分留意すること。

2. 元請業者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、当該前払金を他の建設工事の支払に流用しているなど、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない例が依然として見受けられるので、こうした行為は慎むこと。

特に、公共工事においては、発注者からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前払するよう十分配慮すること。

また、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請業者に対し、必要な費用を前払金として支払うよう配慮すること。

さらに、公共工事にかかる前払金については、下請業者（保証事業会社と保証契約を締結した元請業者と下請契約を締結した下請業者に限る。以下この段落において同じ。）の請求により下請業者の口座へ振込が可能なので、この旨を下請業者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した元請業者においては、この方式により下請業者に対して前払金を行うよう努めること。

なお、併せて、平成11年11月30日、保証事業会社に対し、前払金の下請業者に対する適正な支払いについての監査の強化等を行うよう通知し、平成12年度から、保証契約時に用途内訳明細書に支払先名、支払方法を明記させるとともに、前払金の支払に際しては、工事件名、請求日を付記した請求書等によりこれらの確認を徹底し、できる限り元請業者の口座から下請業者の口座に直接振込を行うこととしている。さらに、前払金を他の工事の支払いに流用するなど、前払金の払出しに係る不適正な取扱いがあった場合は、払い出した前払金を預託口座に払い戻させるなど厳正な措置を講じているところであり、これらの内容についても、周知徹底を図ること。

3. 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。なお、特定建設業者においては、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの日から50日を経過する日以前で、かつできるだけ短い期間内において支払期日を定めることとしているが、50日というのはあく

## 関係通達法令

国総入企第20号  
平成13年8月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省総合政策局長

### 下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、従来から元請業者に対する指導方お願いしているところであるが、資金需要の増大が予想される夏期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

このため、国土交通省においては、平成3年2月5日に「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）を策定し、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行ってきたところであり、平成12年5月26日には「建設産業構造改善推進3カ年計画」等を策定し、元請下請取引の適正化や経営改善の推進等の諸施策に取り組んできたところである。

しかしながら、先般実施した「下請代金支払状況等実態調査」及び「専門工事業下請取引実態調査」によれば、依然として下請契約において、十分な見積協議に基づく書面による契約が行われておらず、契約前着工が行われるなど不適正な例が多く見られ、また、元請業者による、いわゆる「指値」による発注や建設廃棄物の処理費用の一時的な控除など、下請業者に対する過度のしわ寄せを生んでいると指摘されているところである。

また、前払金や労務費相当分などの必要な資金についても、下請業者に対して適正に支払われていない例が多く見られるなど、依然としてその改善が遅れている状況が見受けられ、最近そうした支払を巡る不適正な事例が増加しているとの指摘もある。

最近の厳しい建設産業の経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、また、それが上位下請と下位下請の取引にも大きな影響を与えていることを踏まえ、指針を遵守するほか、特に下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等元請下請取引の適正化に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対し、現場事務所に至るまで指導をさらに徹底されたい。

なお、平成12年8月31日、施工体制台帳に請負契約書の写しを添付しているかなど、現場施工体制等の確認を積極的に実施するよう、都道府県等に通知したところである。また、本年4月1日に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」においても、公共工事の受注者に対し、施工体制台帳の写しを発注者に提出することを義務付けることとされたところである。これらのことも踏まえ、これまで以下に下請契約の適正化に努められたい。

まで上限の日数であるので、できる限り短くするよう留意すること。また、注文者から出来高払いや竣工払いを受けていて、さらに下請業者から引渡しの申出を受けているときは、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。

4. 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。特に、最近の厳しい経営環境を踏まえ、公共工事の下請契約における代金の支払等については、下請業者の資金繰りや雇用確保等の観点から、迅速に対応すること。

また、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときは、下請業者に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

5. 手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているところであるが、120日を越える期間を設定している例も多く見受けられるので、さらに徹底すること。また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないこと。

6. 元請業者は、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、特定建設業者は、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、公共工事の受注者による施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務付けられたところであり、さらに、本年10月1日以降契約される公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとしたので、徹底を図ること。

8. 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても上記1から7までの事項に準じた配慮をすること。

## ◎「改革工程表」取りまとめられる

(経済財政諮問会議)

政府の経済財政諮問会議(議長・小泉純一郎内閣総理大臣)は、9月21日、「改革工程表」を取りまとめた。これは、本年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を各担当省庁において具体化し、実施のタイムテーブルを明らかにしたものである。

改革工程表のポイントは、7つのプログラムからなっている。政府は、これに沿って、構造改革の各施策に取り組みこととなる。また、政府は補正予算で措置するものをきめ、先行して決定・実施すべき施策を「改革先行プログラム」(中間取りまとめ)として、その内容を同工程表の中に織り込んでいる。

## Ⅱ改革工程表のポイントⅡ

### 一、民営化・規制改革プログラム

#### (1) 規制改革の推進

①医療、福祉等の生活者向けサービス分野の規制改革の推進

○総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」の内容の最大限早期実現。

○工程表に盛り込まれなかった事項、新たな指摘及び重点6分野以外の分野も含めて総合規制改革会議において年内に意見をとりまとめ、年度内に「規制改革推進3カ年計画」を改定。(14年3月までに措置)

#### ②ITに関する規制改革の推進

○道路、河川管理用の光ファイバを民間が利用するに当たっての技術上・制度上等の諸課題を整理・検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、道路法等の関係法令の改正又は解釈の提示等を行う。

(14年3月までに措置)  
○既存集合住宅に関するIT化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示するほか、新築集合住宅に関するIT化標準を策定する。(14年3月までに措置)

○インターネットサービスプロバイダ等の責任ルールの整備のために、法案を提出する。(次期臨時国会で措置)

#### (2) 特殊法人等の見直し

○全ての特殊法人等を対象とする「特殊法人等整理合理化計画」を年内に策定し、閣議決定する。

・とりわけ道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化等については、他の法人に先駆けて結論を得ることとし、年内に閣議決定する。(14年3月までに措置)

○総理大臣の方針に基づき、特殊法人等改革を強力に推進する。その際、特殊法人等の事業や財務の実態を十分に情報開示するとともに、改革のメリットを十分に説明する。(13年10月以降に措置)

○特殊法人等の事務事業を抜本的に見直し、特殊法人等への財政支出の大胆な削減を目指す。(14年度予算で措置)

### 二、チャレンジャー支援プログラム

(1) 起業や中小企業の経営革新促進

○大学発ベンチャー等の起業を促進するため、大学の技術移転組織（いわゆるTLLO）の活用、創業人材の育成、新産業創出に向けた産学官の共同研究の支援等を行うとともに、創業者の資金調達を円滑化するため、金融面での支援を推進・充実する。（14年度予算で措置）

○中小企業の保有する売掛金債権を担保とする民間金融機関からの融資を拡大するため、信用保証協会による保証制度を新設すること等を内容として中小企業信用保険法等の改正案を臨時国会に提出する。（次期臨時国会で措置）

○取引先企業の倒産や取引先金融機関の破綻等に起因する経営の安定に支障を生じる中小企業者に対する信用保証協会のセーフティネット保証及び政府系金融機関によるセーフティネット貸付の充実を行う。（14年3月までに措置）

○商法改正により、ストックオプション制度について、付与対象事業者の拡大、付与上限の撤廃、決議事項の簡素化等の弾力化を行う。（次期臨時国会で措置）

○競争政策の強力な実施、市場監視の取締り体制の充実のため、公正取引委員会の体制強化・機能充実を図る。（14年度予算で措置）

## ②不良債権問題の抜本的解決

○主要行に対する検査を抜本的に強化し、これまで2年に一回程度実施してきた包

括検査を年一回とするとともに、フォローアップ検査を半期ごとに実施することにより、不良債権の的確な把握に努める。（9月末までに措置）

○市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査を主要行の自己査定期間中に実施することにより、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保する。その際、オフサイト・モニタリング・システムを活用することにより、効果的な検査の実施を図る。また、外部監査人との共同作業により、次期決算期における的確な決算処理を確保する。（14年3月までに措置）

○日本政策投資銀行、民間投資家、RCC等に対し、企業再建のためのファンドを設立し、またはこれに参加するよう要請する。（ファンドは、厳格な再建計画が策定された企業の株式（債務の株式化により銀行等が取得したもの）等を買取り、再建計画の現実を図ることを目的とする。）（9月末までに措置）

○預金保険機構・RCCは、不良債権の買取りについて、価格決定方式を弾力化の上、15年度末までに集中的に実施するとともに、企業再建に積極的に取り組む。（14年3月までに措置）

## ③証券市場の構造改革

①個人投資家が主役の証券市場のインフラ

○年金制度については、就労形態の多様化等に対応した制度設計の見直し、年金税制の見直し等「基本方針」の「今後の検討課題」を中心に具体的な検討を進める。（10月以降に措置）

## ④介護

○ケアハウスについて、設置主体を民間企業等に拡大し、PFI等を活用した公営民営型による整備を促進する。（次期臨時国会で措置）

○官民資産を活用し、利用者負担を原則とする中所得者向け「安心ハウス構想」（高齢者用施設で質の高いケアサービスを受けられる。）を民間主体の多様なビジネスモデル（老人デイサービス併設型、公営住宅活用型、高齢者向け優良賃貸住宅活用型、民有地活用型）で構築（13年度中）、その普及を図る（14年度中）。（14年3月までに措置）

## 四、知的資産倍増プログラム

### (1)人材活性化

○初等中等教育の一層の活性化を図るなど、教育の構造改革の柱である「21世紀教育新生プラン」を、「学校いきいきプラン」の促進すること等により、一層推進する。（14年度予算で措置）

○大学、大学院等における高度な社会人向

整備

○証券会社の行為規制違反に対する行政処分を全て公表する。（9月末までに措置）

○証券取引等監視委員会の体制・機能を強化する。（9月末までに措置）

○株式の投資単位の引き上げを推進する。（9月末までに措置）

○目論見書の電子交付を促進する。（9月末までに措置）

○投資信託の目論見書の記載内容を見直す。（14年3月までに措置）

○金融庁ホームページを投資家教育推進に資するよう拡充する。（9月末までに措置）

②証券税制

○証券税制について、早急に対応する。（次期臨時国会で措置）

### (4)司法制度改革・法改正の促進

○司法制度改革推進のため、司法制度改革推進本部（仮称）を年内に発足させ、推進計画を決定・公表。3年以内に法律改正等所要の措置を講ずるための検討を開始する。（14年3月までに措置）

○会社更生法の改正法案（倒産実体法部分を除く。）を提出する。（14年度中に措置）

## 三、保険機能強化プログラム

### (1)社会保障制度改革の推進

○諸外国における「社会保障個人会計（仮

け教育訓練コースの指定拡大を図るなど、教育訓練給付制度の重点的・機動的な講座指定により、その効果的な活用の促進を図る。（9月末までに措置）

○学生、社会人に対して、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策について検討する。（14年度予算で措置）

### (2)科学技術創造立国

○総合科学技術会議は、①ライフサイエンス、②情報通信、③環境、④ナノテクノロジー・材料の4分野を中心に研究開発資源が重点配分されるよう、必要に応じて予算編成過程で財政当局と連携を図る。また、「科学技術の振興（ライフサイエンス等の4分野への重点化等）」に関しては、各省庁の施策について同会議が調整を行い、各省庁が要求する。プロジェクト選定の際、外部評価を活用し、また、その評価を公開することにより、選定結果の妥当性を高める。（14年度予算で措置）

○大学発ベンチャーの国立大学施設使用や国立大学教官の非役員兼業に関する基準の明確化を含めた規制緩和について、平成13年度中に結論を得る。（14年3月までに措置）

○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめ。また、国立大学等の法人化に際し、

改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。  
(14年3月までに措置)

(3) **IT国家の実現**  
○学校、図書館等の超高速インターネット接続の推進や関連するIT環境の整備等を通じ、学校等の情報化を推進する。  
(14年3月までに措置)

○世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するため、最先端技術の開発、実証実験等を実施する。  
(平成14年度中に措置)

(4) **国際競争力のある大学形成**  
○国立大学を早期に法人化するため、非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的経営手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。  
(14年3月までに措置)

○国公立大学を通じ、国際競争力のある世界最高水準の「トップ30」を育成するため、第三者評価による競争原理を導入し、重点投資を推進する。また、高度な教育、先端的・先導的な学術研究を行う意欲と可能性に富んだ私立大学を重点的に支援する。(14年度予算で措置)

## 五、生活維新プログラム

### (1) 雇用対策の推進

○職業訓練付きの失業給付延長制度を抜本的に拡充し、再就職を支援する。  
(次期臨時国会で措置)

○中高年ホワイトカラー離職者等に対する多様な民間機関、大学・大学院等を活用した雇用結びつく効果的な職業能力開発を推進する。(次期臨時国会で措置)

○地域のニーズを踏まえた雇用創出を図る。  
・新たな「地域雇用特別交付金」による、学校への教員補助者等公的部門における緊急かつ臨時的な雇用(新公共サービス雇用)の創出  
・きめ細かな雇用開発のための事業主体等を活用した就職支援活動の推進。  
(次期臨時国会で措置)

○労働者派遣に関する臨時特別措置の創設(中高年齢者について派遣期間の1年制限を3年に延長)(次期臨時国会で措置)  
○キャリアアカウンセラーの養成を通じた官民含めたキャリア相談機能を強化する。  
(次期臨時国会で措置)

○日常生活に必要な様々な支援を行う輸送サービス(生活支援輸送サービス)の促進を図るため、実証実験を実施する。  
(平成14年度中)

### (2) 子育て支援

○保育所待機児童ゼロ作戦を推進する。  
(14年度予算で措置)

○保育所について、PFI等を活用した公設民営の推進等により施設整備を早急に進める。(次期臨時国会で措置)

○民間の資産を利用した複数企業によるネットワーク型の保育施設の普及を図る。  
(14年3月までに措置)

○放課後児童クラブの施設整備を早急に進める。(次期臨時国会で措置)

### (3) 循環型経済社会の構築

○京都議定書の実施に必要な体制整備、地球温暖化防止国民運動の展開等により脱温暖化の社会作りを推進する。  
(14年度予算で措置)

○京都議定書の実施に必要な体制整備の一環として排出権取引、環境に関する税・課徴金などの経済的手法について検討を進める。(14年3月までに措置)

○循環型経済社会の構築に向け、NPO、市民、産業界などのパートナーシップ形成を支援する。例えば、国民参加によるゴミゼロ運動の展開、民間事業者の先進的なリサイクル施設への支援等を通じて、ゴミゼロ社会構築を推進する。  
(14年度予算で措置)

○廃棄物の処理及びリサイクルの推進に関し、技術開発や社会の仕組みの確立などを進める。例えば、循環型社会形成を進

める静脈物流システム、静脈にかかる情報ネットワークの構築及びリサイクル事業の活性化を進める。(14年度予算で措置)  
○循環型社会形成推進基本計画を策定する。(14年度中に措置)

○湿地や里山の再生等の自然再生事業を各省連携、市民参加を図りつつ推進する。  
(14年度予算で措置)

### (4) 住宅ストックの拡充、安全な都市づくり

○中古住宅の流通市場を育成するため、中古住宅の検査を含む性能表示のあり方について検討の上、性能表示基準及び評価方法基準を変更し、制度化する。  
(14年度中に措置)

○「東京港臨海部における基幹的広域防災拠点」の全体計画を策定する。  
(14年度中に措置)

### (5) 電子政府の実現

○申請・届出等行政手続のオンライン化の一部前倒しを図る。(14年3月までに措置)  
○行政機関が発行する連携ICカードについて、運用方針・技術仕様を策定するとともに、公的サービスの広域連携を推進する。(14年3月までに措置)

## 六、地方自立・活性化プログラム

### (1) 地方自立・活性化

○団体規模等に依りて仕事や責任を変える仕組み(例えば、人口30万以上の自治体にはより大きな仕事と責任を付与、小規模団体には仕事と責任を小さくし、都道府県が肩代わり等)について、第27次地方制度調査会において、その実現を目指し検討する。(14年3月までに措置)  
○平成13年度及び平成14年度以降において「市町村合併支援プラン」に盛り込まれた各省庁連携施策を実施し、平成17年3月の市町村合併特例法の期限までに市町村合併を強力に推進する。特に、平成13年10月以降に、重点的な広報・啓発を行う。  
(14年3月までに措置)

○地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、収収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権改革推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。(10月以降に措置)

### (2) 農林水産業の改革の推進等

○むらづくり維新の推進(共生・対流の視点から農山村振興策を検討する。)  
(9月末までに措置)

○各省連携によるむらづくり維新を実施する。(14年度予算で措置)

○セーフカードを要しない国内産地の競争力強化(野菜等の生産流通合理化・消費改革対策を推進する。)  
(9月末までに措置)

○米の生産流通システムの根本の見直しによる水田農業の構造改革を11月を目的に具体化する。(10月以降に措置)

○民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。(10月以降に措置)

### (3) 地域科学技術振興

○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業





## 片桐 理相談役 藍綬褒章を受章

平成十三年秋の褒章において(社)全国建設機械器具リース業協会元会長(現相談役)の片桐理殿(片桐機械社長)が「建設機械器具賃貸業振興に著しい功績があった」として

藍綬褒章を受章した。十一月十四日、国土交通省の大会議室で国土交通大臣から伝達され、同日午後天皇陛下に拝謁、受章の祝意を賜った。



## 小林定之 会長 国土交通大臣表彰

平成十三年度国土建設週間に当たり、当協会会長、小林定之 殿は、建設事業関係の御功績(長年建設機械業に精励するとともに関係団体の役員と

して業界の発展に寄与した。)により、平成十三年七月十日付けをもって、国土交通大臣から表彰された。



## 平成13年度委員会活動報告

(平成13年6月7日～11月7日)

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間2回(新年号・6月号)掲載いたします。

協会運営にご協力お願いいたします。

### 常任理事会・運営委員会合同会議

日 時 平成13年6月7日(木) 13:30～15:30  
場 所 池之端文化センター 3F 松竹の間

#### 議 事

- 1、試験制度について
  - (1) 「建設機械器具賃貸業管理技士制度検討委員会規程」について  
平成13年5月23日に開催された、第72回理事会で承認されたことが報告され了承された。
  - (2) 管理技士制度検討委員会委員名簿(案)について  
委員選出根拠は検討委員会規程に基づき、平成12年度の管理技士専門委員会(協会の正副会長)及び講習会・試験会場の担当支部長を中心に選出したことが報告され審議の結果、承認された。
  - (3) 管理技士制度検討委員会作業部会委員名簿(案)について

委員選出の根拠は検討委員会規程(5)に基づき、平成12年度の管理技士試験委員会・幹事会委員を中心に選出したこと、及び作業部会開催は頻繁に行う予定であるから東京周辺の委員の人が多いこと、またテキストの作成、試験問題等を話し合う予定であることも報告され、承認された。

(4) 建設機械器具賃貸業管理技士登録者数について  
平成12年度までの管理技士登録数(5,501名)が報告

され、行政改革に基づき大臣認定が廃止され、経過措置期限は平成17年度であることから、検討委員会で平成13年度資格満了となる登録者の扱いについて早急に、左記内容検討課題(案)について検討することが了承された。

・検討課題(案)  
①更新講習会を開催する。(講習料・テキスト料・登録料を徴収)

②更新講習会を開催しない場合は、書面による登録を行う。(登録料を徴収する)

③有効期限を設定し、書面による登録を継続する。

④有効期限満了をもって、永久資格証を発行する。

⑤建設機械器具賃貸業管理技士、及び建設機械器具賃貸業務に関する講習会規程の見直しについて

管理技士制度は、「建設機械器具に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程」に基づき実施されてきたこれまでの制度運用の実績を生かす目的により、検討委員の検討資料見直しとすることが承認された。

#### 2、協会運営について

- (1) 第3次構造改善事業実施期間終了に伴う委員会設置の可否について  
「協会の求心力を維持する為に会員が魅力的に思えるようなものを実施する」べきだという意見に対し、左記内容が決議された。

## 第73回 理事会

日 時 平成13年10月26日(金) 13:30～15:30  
場 所 池之端文化センター 地下1F 孔雀の間

※総務委員会で総括的な方向づけの検討を行うため、拡大的な総務委員会(各委員会委員長等の出席)の開催を検討する。

### 議 事

#### 【決議事項】

##### 1、新管理技士制度登録規程について

冒頭、大屋専務より、告示により大臣認定が廃止されたが、平成13年5月23日の理事会及び管理技士制度検討委員会で、民間資格として協会認定制度を継続する事について決定しており、平成13年度末に有効期間満了を向える資格者に対し、大臣認定制度から協会認定制度に切り替え運用を図る為に規程が必要になった事が説明された。

続いて、登録規程及び登録規程細則の内容が説明された。協会認定制度では、更新講習の受講の義務化はせずに「登録申請書」の提出を受け、書類審査により登録を行う事にしております。

また、登録手数料については、再度積算を行った結果、従前と同じく5,000円となっております。

登録規程細則については、登録規程の中で細則にゆだね、別途、会長が定めるといふ部分がありますが、それらについて細則で定めています。

また、帳簿及び書類の保存については従来の大臣認定制度の時は、別途、会長が定めらるようになっておりましたが、具体的

に明確ではなかったので、登録台帳10年、申請書関係5年と致す事にしております。  
施行日については、今回の理事会の承認を受け、平成13年10月26日とさせて頂きたいと思っております。  
会長は、質問等が無い事から、登録規程及び規程細則の決議を図り、会員異議なく承認された。

#### 【報告事項】

##### 2、平成13年度上期入退会者について

事務局より、資料に基づき上期(4月～9月)に於て入会会員は4社、退会会員は22社であり、現在の会員数は1,191社であるという事が報告された。

#### 【委員会報告】

##### 1、総務委員会

川村委員長

##### (1) 会員が魅力的に思えるような協会事業について

第3次構造改善事業も終わります事から「今後の協会の求心力を維持し、会員が魅力的に思えるような協会事業は何か」を協会の各委員会毎に取り纏めて頂き、平成13年9月18日に開催された総務委員会で検討し、活動項目としての可否を支部経由で会員全員にアンケート調査する事に決定された事が報告された。

##### (2) 就業規則の一部改正について

大屋専務より、労働時間・有給休暇について労働基準法が改正されている事などから、協会の就業規則の一部改正について、平成13年9月18日開催された総務委員会で検討が行われた改正事項につき説明が行われ、審議の結果了承された。

##### (3) 平成14年度スケジュール(案)について

大屋専務より、未だ漏れている部分があるが決定次第、早急に知らせる事が報告され、資格試験制度等を実施して行く事になると講習会等があるので、9月10日に変更が生

じる事が合わせて報告された。

##### 2、広報委員会

矢崎委員長

##### (1) 「かいほう」第57号(新年号)作成について

矢崎委員長から、資料に基づき説明が行われ、かいほう掲載内容の項目の建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書は、周知活用してもらうため従来通りのものであり、内容に変更が無い事が報告された。

##### 3、福利厚生委員会

石井委員長

##### (1) 厚生年金基金について

厚生年金基金の永田常務より、資料に基づき説明が行われ、今後予定として検討委員会を設けて上半期の運用実施状況と下半期の運用計画について検討する。

また、決算状況を事業主の方に配布した事と加入員の方には11月に基金だよりを配布する予定である事が報告された。

##### 4、教育指導委員会

廣津委員長

##### (1) 建設機械の盗難防止キャンペーンポスター等について

事務局より、盗難のポスターは3,800枚作成し3枚ずつ会員に無償で配分した事、建設機械等の盗難・紛失報告書(健全建リース業協会統一様式)に基づき、盗難の被害総額は70件中26件の報告から14,893万円という事が報告された。

また、今後の対応として一定期間集計して、警察庁に団体として陳情する予定であり、半年ごとに集計する事になっている事が報告された。

##### 5、企画調査委員会

西垣委員長

##### (1) 建設機械器具リース・レンタルネットワークの試行状況について

西垣委員長より、北海道支部の推進部会において自主的に開発・運用されているシステムが説明され、システムの

中で中小のカテゴリ検索の追加がされたまた、カテゴリの追加により不要となったカテゴリを削除する必要がある、追加・削除のシステム開発費用が55万円であった事が報告された。

また、日常のシステム運用についてのトラブル等に対応する為に、ヘルプデスク契約(契約者はNITと健全建リース業協会)を継続し、契約金額は15万円という事が報告された。

##### (2) 建設機械施行の安全対策について

大屋専務より、ワーキンググループは建設施工の安全対策検討分科会における具体的且つ実効性のある審議を展開する為に、建設機械の専門家と建設機械ユーザーにより構成されている事が説明され資料に基づき詳細が説明された。

##### 6、流通委員会

荒井委員長

##### (1) 大手広域業者との懇談会経緯について

事務局から、第72回理事会(平成13年5月23日)以降の議事録の抜粋より説明が行われた。

##### 7、管理技士制度検討委員会

##### (1) 新制度検討の進捗状況について

大屋専務より、新管理技士制度の目的が説明され、目的に近づく為に会員の方にアンケート調査を取る事になり、本来ならば全会員にお願いする所を今回は会員名簿から200社を無作為に抽出して協力を得る事になった事が報告された。

##### 8、可発委員会

後藤委員長

##### (1) 平成13年度講習会・試験結果について

後藤委員長より、資料に基づき可発整備技術者資格認定試験結果について報告された。  
(合格者298名、合格率99%)

(2) 定期点検済証票の取扱について

後藤委員長より、「可搬形発電機の定期点検済証票管理要領規程」の6条に自社工場内において行った他企業の可搬形発電機に、定期点検整備を完了した証として貼付させる事が出来るという事が報告された。

尚、平成13年12月に「平成14年度用」のポスターを作成し会員各位に配布する予定になっている事が報告された。

9、構造改善委員会 松尾委員長

(1) 平成14年度構造改善事業実施調査票等について  
事務局から資料について説明が行われ、特に支部用については国土交通省の担当官によって構造改善実施の状況についてヒヤリングが行われることから、提出の義務付を要請した。

また、構造改善事業は平成15年3月31日を持って終了する事から、今回の調査票提出に基づき、金融税制上の助成措置等の適用も平成14年度中の各会員企業の決算月をもって順次終了する事及び、平成14年度構造改善実施調査票(実績)の提出をもって、第3次構造改善実施期間が終了となる事が報告された。

(2) 第10回経営指標作成の為の調査について

事務局から資料について説明が行われ、構造改善事業の一項目に含まれている事から調査協力をお願いした。

10、その他

(1) 平成13年度「特定サービス産業実態調査」に伴う、協力依頼について  
事務局より、協会として重要な資料として活用をしている事から調査に協力する事が要望された。

尚、既に、経済産業省の方から各会員に配布している事が報告された。

が報告された。

また、この規程に基づき、大臣認定の管理技士登録者は順次更新を行い、平成17年度をもってすべて協会認定制度の管理技士登録者となることについても説明が行われた。

続いて、規程の主要条項である更新手続方法が説明された。更新講習会は開催せずに「登録申請書」の提出を受け、書類審査により登録を行う。

また、登録手数料については、再度積算を行った結果、従前と同じく5,000円と決定したことが報告された。

右記内容の報告に基づき、審議が行われた。なお、第73回理事会(10月26日開催)への上程事項(決議事項)であることについても了承された。

4、第73回理事会議事次第(案)について  
5、(社)全国建設機械器具リース業協会の就業規則の一部改正について

大屋専務理事より、労働時間・有給休暇等について労働基準法が改正されていることから、協会の就業規則の一部改正について、9月18日開催された総務委員会で検討が行われた改正事項につき説明が行われ、審議の結果了承され第73回理事会の総務委員会報告とすることが決定された。

総務委員会・委員会委員長との合同会議

日時 平成13年8月7日(火) 13:00~16:00  
場所 山の上ホテル 本館2F つばきの間

冒頭、事務局より、本日の会議の趣旨につき報告が行われた。平成13年6月7日に開催された、常任理事会・運営委員会合同会議において、第3次構造改善事業実施期間終了(平成15年3月

運営委員会

日時 平成13年10月3日(水) 13:30~16:00  
場所 池之端文化センター 3F 松竹の間

議題

1、協会の新事業に関するアンケート調査について

アンケート調査は大枠の意見の収集が目的であり、新事業の決定は、今後、総務委員会により詳細な検討を行う事で了承された。

2、平成14年度理事改選に伴う理事構成(案)について

平成14年度は理事の改選期となっており、この件につき9月18日に開催された総務委員会で、平成12年度の理事の選出根拠に基づき検討が行われ、平成14年度の、理事構成及び選出基準(案)を運営委員会に上程したことの趣旨が説明された。

なお、副会長構成については、会長職の業務が多岐に亘ることの理由から、関東・東京ブロックに1名増やす(案)については、定款の副会長定数は6名となっており、余裕があることから、平成14年度改選時に構成の変更を行うことについても報告が行われ審議の結果、了承された。

3、大臣認定制度に替わる協会認定の管理技士登録規定、及び細則の制定について

冒頭、大屋専務理事より、管理技士制度については、告示により大臣認定が廃止された後も、この制度を民間資格として継続することについては、理事会、及び管理技士制度検討委員会で決定されており、平成13年度末に有効期間満了をむかえる580名の資格者を、大臣認定制度から協会認定制度に切り替え運用を図るために規程が必要になり、管理技士制度検討委員会作業部会で検討され纏められた規程であること

31日)に伴い、今後の協会運営につき審議が行われ、審議の決果、協会の求心力を維持するためには会員が魅力的に思えるような事業は何かを、総務委員会で議論し、総括的な方向づけを行うことに成り協会活動の今後の方向性を含めた全般にわたる議論を行うために、拡大的な総務委員会といたすために、各委員会委員長の出席を要請することが決議されたことが報告された。

議題

1、協会組織の現況について

(1) 会員数の推移について  
(2) 各委員会の担当事項について  
(3) 管理技士登録者(資格者)の処遇について  
今後は、

①協会認定の「建設機械器具賃貸業管理技士」として継続していく。

②これまでの大臣認定の資格者は、有効期間満了年度に更新の手続きを行うことにより、資格を継続する。

③資格更新手続きは書類審査により行う。

ただし、資格者への講習会は義務化せずに適宜開催することも今後の検討課題とする。

(4) 可発講習会受講者の推移について  
2、第3次構造改善事業実施期間終了に伴う、今後の協会事業について

(1) 構造改善専門委員会は、第3次構造改善事業実施期間終了(平成15年3月31日)を持って廃止とする。

3、協会の求心力維持に係る事業についての提案について

(1) 協会として会員が魅力的に思えるような事業を行う為、  
①各委員会委員から、担当委員会が求心力を発揮出来る活動項目を、平成13年9月10日までに提出して頂く。  
②平成13年9月18日に開催される総務委員会で活動項目を

取り纏めて、各支部の役員(約270名)を対象に、活動項目の可否についてアンケート調査を実施する。

## 総務委員会

日 時 平成13年9月18日(火) 13:00~16:00  
場 所 (社)全建リース業協会 会議室

### 議 題

#### 1、第73回理事会議事次第について(案)

事務局から、次第の内容につき説明が行われ、了承されたが、決議事項の新管理技士制度登録規程につき、大屋専務理事より、左記内容により詳細な説明が行われた。

管理技士制度は、平成8年9月に閣議決定された公益法人に対する検査等の委託等に関する基準により、平成13年3月31日付けをもって大臣認定制度が廃止され、協会独自の認定制度として継続されることとなりました。今回、既に資格を取得している5,500名弱の方の期限が今年度から切れていく為、今まで通りの登録規程ではなく新しい登録規程を検討する必要があります。現在、検討委員会で検討しておりますが、新管理技士制度登録規程は登録のみで更新講習は行わないことが決定しており、講習会は法律が変更になったなど特別な時に行われることが決定されております。

なお、新制度については会員約200社ぐらいい意向を聞くためにアンケート調査を行うことになっております。

また福利厚生委員会の厚生年金基金については、最近の2年間の決算では特別に掛金を上げる必要はないが、資金の運用は大部分が株式等で平成13年度に入って株の暴落が続いており、状況によっては厚生年金基金の解散という意見や、加

#### 2、各委員会活動の周知等について

(1) 平成13年度可発講習会報告(可発委員会)

(2) お願い文について(流通委員会)

※全国的に、配布枚数は少なかつた状況が報告されたが、業界としてまとまりのある行動を示すことが重要との判断により、今後も、各地区で継続して頂くことが決議されていることが報告された。

(3) 建設機械等の盗難・紛失報告書について(教育指導委員会)

建設機械の盗難につき、各委員会・理事会等において協会で盗難の正確なデータを掌握することが提議されたのを受け、「建設機械等の盗難・紛失報告書」を作成し、一定期間ごとに盗難の集計をし、実態を把握することの目的により、会員への協力を要請したことの趣旨が報告された。

#### 3、管理技士制度について

冒頭、これまでの経緯について、小林会長より、左記内容の説明が行われた。

「管理技士試験制度は、平成2年10月2日に告示が決定され、建設機械器具賃貸に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程第2条に基づき、建設大臣の認定を受け、当協会が民間資格として平成2年度から実施してきたものです。実施してきました試験制度の内容は、建設機械賃貸に関する知識及び技術の向上を図る上で奨励されるものであるとされたものであります。

したがって、平成2年10月から実施してきまして、既に、5,500余名の資格者が誕生しております。

このことはあくまでも建設機械器具を賃貸する上で、知識及び技術を向上させることと同時に、社会的に認識して頂くことの趣旨があったと思います。

しかし、国策といたしまして構造改革が叫ばれるようになって

入している方に対して事前に状況を知らせるべきではないかという意見も出ており大変な状況になっております。

#### 2、理事の構成について

#### 3、就業規則の一部改正について

事務局から、平成11年4月1日から施行されている労働基準法の改正に伴って協会の就業規則の変更箇所が説明され、審議の結果了承された。

#### 4、「魅力的な協会」とする為の、委員会活動項目等について

冒頭、事務局より議題の説明が行われた。

平成13年8月7日に開催された総務委員会・各委員会委員長との合同会議の決議事項として、今後の協会の求心力を維持し「会員が魅力的に思えるような協会事業は何か」、につき協会の各委員会の委員の皆様「担当委員会が求心力を発揮出来る活動項目」を、委員会ごとに取り纏めて頂くことになっており、委員会等ごとに取り纏められたことが報告された。

なお、総務委員会において、各委員会等ごとに取り纏められたご提案の項目等につき検討していただき、さらに、活動項目等を集約するために各支部の理事(約270名)の皆様を対象に、ご提案の項目の可否(選択)につきアンケート調査を行うことが決議されていることも報告された。

## 事務局長会議

日 時 平成13年7月27日(金) 13:30~15:30  
場 所 山の上ホテル 別館2階 海の間

### 議 題

#### 1、平成13年度年間事業スケジュールについて

り、すでに行政改革として、平成8年9月に閣議決定により法律に基づくもの以外は、制度の善し悪しを問わないで全面的に制度を廃止して、国は関与しないこととするものが閣議決定されております。

したがって、協会といたしまして制度の継続をお願いいたしましたでしたが、閣議決定という重い決定が実施されることになり、その決定に基づき、平成13年3月31日付けをもって大臣認定制度が廃止され、官報にも掲載されました。

今後につきましては、協会独自の認定制度として継続することになっており、制度の詳細内容につきましては検討委員会を数回開催致しまして、その結論は来年の6月までには出す予定です。

その間、検討委員会を数回開催いたしますが、委員会だけでは討議が十分でありませんで検討委員会の下部組織といたしまして作業部会を設けて詳細な検討を行い、従来の資格者への対応、あるいは今後試験制度をどのように実施するか等について検討いたします。

したがって、一部に伝えられていました業者登録問題について、よく地方の方に言われますが、初めから業者登録問題は台頭しておらず歪曲された形で伝えられたことは残念です。

これまで長い期間、管理技士試験委員会委員長といたしましてご尽力いただきました。一瀬先生も認識されております。

一瀬先生には今後も検討委員会委員長、作業部会の委員長といたしましてご尽力頂くことになっておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

小林会長の経緯説明の後、大屋専務理事により、資格取得者の更新手続き等について説明が行われた。

今後は、

①協会認定の「建設機械器具賃貸業管理技士」として継続し

- ていく
- ② これまでの大臣認定の資格者は、有効期間満了年度に更新の手続きを行うことにより、資格を継続する
  - ③ 資格更新手続きは書類審査により行う
  - 4、支部活動報告について
    - (1) 石川支部
      - 協会業務に関するアンケート調査結果報告
    - (2) 中部支部
      - 建設機械盗難報告等について
      - 要望事項…盗難の発生件数増加は、輸出手続きの簡素化規制緩和等)によるもので、大量に海外に持ち出されていること、さらに、所有者であることの識別を確認する手法が大変複雑になってきており、建設機械盗難についての解決方法は現状から判断して難しい状況であることが報告され、早急に教育指導委員会等で検討されることを要望された。

### 企画調査委員会

日 時 平成13年8月21日(火) 13:30～15:30  
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議 題

- 1、建設機械器具のリース・レンタルネットワーク試行状況について
  - (1) 試行状況報告
  - ① アクセス件数のカウント機能追加について
  - ② 大中小のカテゴリの追加について
  - ③ 他団体とのリンク追加について
  - ④ 検索画面上の発電機等のアイコン修正についての4項目については、北海道支部の推進部会において自主的に開発を行ってもらったことで了承されており、推進部の努力により、すでに運用されていることが報告された。
  - (2) ヘルプデスクについては、日常のシステム運用においてのトラブル等に対応するために継続することの要望があり、継続することが決定された。
- 2、企画調査委員会活動項目について
  - 冒頭、委員会の経緯及び趣旨説明が行われた。

平成13年6月7日に開催された常任理事会・運営委員会合同会議で、第3次構造改善事業実施期間終了(平成15年3月31日)に伴う今後の協会運営について審議が行われ、審議の

### 広報委員会

日 時 平成13年10月3日(水) 10:30～12:00  
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

- 5、本部支部の事務処理についての質疑応答
  - (1) 委員会活動、及び連絡事項を会員へ周知する方法等について
    - 各支部のご手配・年2回の会報・随時の業界新聞の活用により普及活動を行うことになった。
  - (2) 協会運営についての質疑応答

結果、協会の求心力を維持するためには、会員が魅力的に思えるような事業は何かを、総務委員会で議論し、総合的な方向づけを行うことになり、協会活動の今後の方向性を含めた全般にわたる議論を行うため、拡大的総務委員会として、各委員会委員長との合同会議を開催することが決議されていることが報告された。

検討の結果、平成13年9月に開催される総務委員会に企画調査委員会として左記の項目を確認し、総務委員会に上程することです承された。

- ① 教育制度の整備を図る
  - ・ 営業社員向
  - ・ 経営者の意識調査の実施
- ② 流通専門委員会を通じて、支部活動を中心に話し合いのシステム化を促進する
- ③ 先進諸国のレンタル業界を視察し、業界の将来を展望するために海外の建機レンタル市場の視察を計画する
- 3、海外調査について
  - 海外視察実施については委員会で意見がまとまらなかったため、経営者アンケートに海外視察の項目を入れ、アンケート結果を踏まえて再検討することになった。

### 企画調査委員会

日 時 平成13年11月7日(水) 13:00～15:00  
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議 題

- 1、建設機械器具のリース・レンタルネットワーク試行状況について

#### 議 題

- 1、「かいほう」(No.57号)について
  - 掲載内容について確認が行われ、第73回理事会に報告することが了承された。

カテゴリ削除機能の開発は平成13年8月21日の企画調査委員会の了承を受けた後に直ちに進められ、9月17日にNTTからネットワーク管理マニュアルが納品された。

カテゴリ削除機能が投入され3回に渡り検証を実施し、10月19日に最終的に合格を出した。続いて本日の委員会に間に合わせるため、10月30日に北海道支部ネットワーク推進部会にてカテゴリ削除機能の確認と了承がなされ、本日カテゴリの新画面が報告された。新カテゴリは合計124項目となった。

なお、カテゴリ削除機能は暇疵担保期間があるため、引き続き動作確認の検証を続けるとの報告があり了承された。

- 2、コンピュータウイルスの対応について
  - NTTからはサーバー用のウイルス対策ソフトの導入の提案があったが、導入にはシステムの一部修正が必要となることから一時保留としていたが、対応策を検討することになった。
- 3、建設CALS/ECの現況について
  - 国土交通省は「CALS/EC地方展開アクションプログラム(全国版)」を今年6月に公表した。それに伴い地方公共団体のCALS/ECの導入に対応し、その普及推進のための指導的役割を担う「CALS/ECエキスパート」が日本建設情報総合センターで今年創設されたことが説明された。
- 4、委員会の活動項目について
  - 全会員に新規事業に関するアンケートを現在実施していることが事務局より報告された。

さらに企画調査委員会の担当事項は「新規の協会事業の企画並びに推進策の調査・立案」であることから、今回の調査結果に基づき、次回の委員会で検討することが報告され了承された。

5、その他

- (1) 「今なぜISOなのか」について
 

国内のISOマネジメントシステム認定機関である(財)本適合性認定協会によると、認証取得活動が大企業から中小企業へ移行しているとの説明があった。

ISOの取得及び普及には社会情勢を考慮すると時期が悪いが、会員の関心も高く当委員会の懸案事項であることには変わりない。引き続きISOの勉強を進める必要がある。

- (2) 適正施工確保Gメン配置について
 

国土交通省は「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成14年度から地方整備局に「工事監視官」、工事事務所に「工事施工管理官」を設置して現場で適正な施工が行われているかチェックすることになった。さらに契約事項等のチェックのため、同じく同事務所に「契約事務管理官」を設置し施工面と契約面の両面からチェックを行う。疑いがあれば抜き打ちによる現場立入点検も実施し、厳正な対応を図ることになることが説明された。
- (3) 中古建機情報NET「盗難・行方不明機等情報検索」運用について
 

事務局より(財)日本建設機械工業会が中古建機情報NET「盗難・行方不明機等情報検索」を作り平成13年8月から運用を開始したことが報告された。

当NETは中古車の流通に携わる建機メーカー、販売会社、レンタル会社、建設機械中古車交流会会員、警察、税関、および建機工が認めた者に限定した会員制ネットワークである。収録情報は、①製造番号、スペック情報②盗難・行方不明機等情報である。

流通専門委員会と大手広域業者・地場大手業者との懇談会

日時 平成13年6月21日(木) 13:30～16:00  
場所 山の上ホテル 別館2F 海の間

議題

- 1、「お願い文」実施後の対応等について
 

今後も継続していくことで出席者により了承された。
- 2、建設機械レンタル料金の現況について
 

冒頭、流通市場の現状が佐藤委員より報告された。国の施策は我々業界にとりまして縮減の方向にあることは間違いないことが認識出来ると思えますし、市場は供給過多にあり熾烈な競争におちいつており単価下落に対応出来ない状況で追いつめられている会社もあります。従って、資産の購入もままならない状態でもあります。さらに、メーカーの直接レンタルが業界に与えている影響は大であり資本参加は定着化の方向であると判断されます。今後は、利潤担保が重要であり原価意識を全社で認識することが重要であると思えます。

流通専門委員会・大手広域業者との懇談会

日時 平成13年8月2日(木) 15:30～16:30  
場所 山の上ホテル 本館2F つばきの間

議題

- 1、流通問題の現況について
  - (1) 避けるべき閑散期における価格競争について

- (2) その後の休車値引きの状況について
  - (3) 不良業者への対応について
  - (4) 債権回収会社(サービサー)の周知について
  - (5) その他
- (1)～(5)について各大手広域業者から現状が報告された。

流通専門委員会・大手広域業者との懇談会

日時 平成13年9月21日(金) 15:00～17:00  
場所 東京ステーションホテル 2階 牡丹の間

議題

- 1、大手広域業者との懇談会に東京支部会員をオブザーバーとして迎え、次の議題について議論された。
- 2、横暴な建設業者に対する供給問題について
- 3、補償料制度(免責額)について
- 3、建設機械の盗難問題について

流通専門委員会・メーカー・商社との懇談会

日時 平成13年10月17日(水) 10:00～12:00  
場所 山の上ホテル 別館2F 海の間

議題

- 1、レンタル業界へ望むこと
 

メーカー側の要望(要旨)

  - ・機械のメンテナンスを充実し、事故防止を図る
  - ・レンタル価格の下落の防止

流通委員会全体会議

日時 平成13年10月17日(水) 13:00～16:00  
場所 山の上ホテル 別館2F 海の間

議題

- 1、流通専門委員会報告について
 

事務局から、資料(議事録より抜粋)に基づき、流通専門委員会での決議事項及び委員会活動実績の経緯が報告された。
- 2、流通問題の現況と地区での取り組みについて、各支部から報告された(要旨)
 

現況について

  - ・建設機械の盗難の増加
  - ・補償料(免責額)の値引の要求がある
  - ・メーカー系レンタル会社の横暴な商売で困っている
  - ・厳しい状況の中でも人が基本であり、協調して行くことが大切
  - ・価格は底値安定の状況
  - ・動産保険は、なかなか定着しない

・メーカー系レンタル業者に対して、対応が難しい取り組みについて

- ・建設機械の盗難について、会員に連絡するが発見出来ない
- ・経営者、中堅者、実務者を対象に研修会を行っている
- ・大手広域業者と共に補償料制度をやって行く方向
- ・サービスについては、価格に代わる物は何かを検討している
- ・レンタル機械の休車値引等について改善をアピールして来た
- ・委員会に出席しない会社への対応が課題
- ・Eメールにより、経営者間の情報交換が有効

### 教育指導委員会

日時 平成13年6月19日(火) 13:30～15:40  
場所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議題

- 1、建設機械器具盗難調査について  
協会では盗難の正確なデータを把握していないため、警察等への陳情する資料もないのが現状であることから盗難報告書を作成し、一定期間盗難の集計をとるために会員へ協力を要請することが提案された。  
なお、実態掌握までにはまだ時間がかかることから、盗難防止を呼びかけるポスターを作成する案が提案され検討の結果、作成することになった。
- 2、全建リース総合賠償制度加入状況について

### 教育指導委員会

日時 平成13年10月12日(金) 13:30～15:45  
場所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議題

- 1、建設機械盗難防止キャンペーンポスターについて  
前回開催の教育指導委員会の決議事項にもとづき、建設機械の盗難対策の一環として早急に盗難防止ポスターを作成し、会員及びユーザーへの注意を喚起した経過報告が行われた。事務局より、8月下旬に会員へ3枚づつ無償で配布したことを報告した。
- 2、建設機械等の盗難・紛失報告書の提出状況について  
建設機械等の盗難・紛失報告書は、前回の教育指導委員会において、建設機械盗難の正確な現状を把握し警察等への提出資料とすることを目的に、早急に実行することが決定された。
- 3、建設機械等の盗難摘発状況(新聞記事)について  
新聞各紙に掲載された最近の建機盗難に関する記事が紹介された。
- 4、全建リース総合賠償制度加入状況について  
平成13年9月現在の全建リース総合賠償制度加入状況については、基本プラン198社、オペミス・ユーザー等特約付が149社であることが説明された。

### 管理技士制度検討委員会

日時 平成13年7月10日(木) 14:00～16:30  
場所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 冒頭

1、管理技士制度検討委員会設置等について、事務局より報告が行われた。

大臣認定の管理技士制度廃止にともない、今後の方針等が平成13年4月18日に開催された常任理事会・運営委員会で検討が行われ、管理技士制度検討委員会を設置すること、さらに、管理技士制度検討委員会規定(案)を策定し、第72回理事会上に上程することが決議され、平成13年5月23日に開催された第72回理事会において、上程事項が審議され承認されたことが報告された。

#### 2、管理技士制度検討委員会委員について

「建設機械器具賃貸業管理技士制度検討委員会規定」に基づき、平成13年6月7日に開催された常任理事会で決定されていることが報告され、了承された。

#### 3、管理技士制度検討委員会作業部会委員について

「建設機械器具賃貸業管理技士制度委員会規定」の第5条に基づき、作業部会の設置を予定していることが報告され、本日互選された「一瀬委員長」の指名により委員を選任すること了承された。

#### 議題

##### 1、登録者の処遇について

(1) 初回登録年度・更新年度・有効期限について  
建設大臣認定管理技士制度は平成12年度末で廃止されたが、平成12年度に管理技士として登録した者は登録有効期間が5年間認められているため、登録期間満了を迎える平成17年度末までその資格が保証される。しかし本年度から平成17年度までの過渡期に、有効期間満了を迎える資格者が順次発生するため、その対応を早急に決定する必要があることが説明された。

#### (2) 資格更新の方法について(案)

検討の結果、管理技士制度は協会の財産であり今後業界のレベルアップの布石として活用できることや、資格者への社会的責任を果たすためから、既資格取得者の更新と、制度を継続させることで一致した。

#### 2、管理技士制度について

- (1) 検討委員会の運営方法について
- (2) 講習会規定等見直しについて

### 可発専門委員会

日時 平成13年8月9日(木) 13:30～15:30  
場所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議題

- 1、平成13年度可発講習会実施結果等について
  - (1) 講習会(新規・更新)実施結果
  - (2) 試験結果について  
可否の認定が、規程に従い厳正に行われたことが報告され、298名の合格(合格率99.00%)を承認することが了承された。
- 2、平成13年度合格者への資格証交付手続きについて  
平成13年度より、本部から直接、合格者宛に手続きを行うことにつき、検討の結果了承された。
- 3、平成14年度用「定期点検済証票」ポスター作成について  
平成14年度は「定期点検済証票」ポスター作成の年度に当たる旨が説明され、広告の掲載については、日本車輛製造(株)とコマツティール(株)により承諾済であることが報告された。

- 4、平成14年度講習会スケジュール(案)について
- 5、協会の求心力になる可発委員会の活動項目について  
平成13年8月7日に開催された総務委員会・各委員会委員長合同会議において、第3次構造改善事業実施期間が平成15年3月31日に終了するに伴い、今後の協会事業として求心力になるような各委員会の活動項目を各委員会の委員に提案をお願いすることが決議されていることが報告された。

### 可発専門委員会

日 時 平成13年10月11日(木) 13:30～15:30  
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議 題

- 1、平成13年度合格者の登録状況について
- 2、平成14年度用「定期点検済証票」作成について  
平成14年度用の定期点検済証票の作成枚数は、現在の頒布状況や発電機の流通状況、会員数の推移から検討を行った結果、54,000枚に決定された。  
また、定期点検済証票の裏面No.7の文面を「生産物賠償保険が付保されています」から「生産物賠償保険は会員に限って付保されています」に変更済みであることも併せて報告された。
- 3、平成14年度用「定期点検済証票」のポスター作成について  
作成枚数は3,800枚。  
・広告掲載のメーカーはコマツティール(株)、日本車輛製造(株)により了承済み。  
・正会員及び支部にポスターを3枚ずつ頒布する。  
・ポスター中の「生産物賠償保険付保」を「生産物賠償保険

### 可発専門委員会・講師会

日 時 平成13年10月11日(木) 15:30～16:30  
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議 題

- 1、平成13年度講習会・試験結果等について
- 2、平成14年度講習会スケジュールについて
- 3、講習会用テキスト作成(新規・更新)等について
- 4、その他  
(1) 建設五社電気研究会からの要望について  
要望…定期点検記録表に漏電遮断器による測定結果項目を追加、あるいは漏電遮断器検査表を添付することについて

検討の結果、協会では改めて可発整備技術者資格の範囲やレベル、業界全体に及ぼす影響等を考慮し、五社会の要望に対しては、今後の検討課題とする内容を回答することが了承された。

### 構造改善専門委員会

日 時 平成13年9月4日(火) 13:30～15:30  
場 所 (株)全建リース業協会 会議室

#### 議 題

- 1、平成12年度構造改善事業実施結果について  
平成12年度構造改善事業実施結果及び、年度別の構造改善事業参加者数及び割増償却額の推移について説明が行われた。
- 2、平成14年度税制改正について  
構造改善事業実施に伴う税制上の助成の根拠となっている租税特別措置法に基づく特別措置である、割増償却等が廃止・縮小の方向で検討が行われることになり結果次第では2002年度(平成14年)税制改正で決定される方向であることの説明が行われた。  
従って、租税特別措置が見直される方向であることから、

- 「平成13年度までは企業に役立つ、機械等の割増償却や金融上の助成措置等の適用が受けられることになっていますが、平成14年度の税制改正により廃止されることも考えられます」の内容を記載し会員に周知を図ることになった。  
なお、現行については中小企業近代化促進法が廃止された後も、「法人の減価償却に関する経過措置」に基づき、割増償却等の適用を受けていることが報告された。
- 3、平成14年度用構造改善事業実施調査票について

付保(会員に限る)」に変更する。  
配布は12月中旬であること。

- 4、建設五社電気研究会からの要望について  
要望…定期点検記録表に漏電遮断器による測定結果項目を追加、あるいは漏電遮断器検査表を添付することについて  
検討の結果、協会では改めて可発整備技術者資格の範囲やレベル、業界全体に及ぼす影響を考慮し、五社会の要望に対しては、今後の検討課題とする内容を回答することが了承された。
- 5、その他

#### 6、委員会活動項目等について

平成13年6月7日に開催された、常任理事会・運営委員会合同会議で、第3次構造改善事業実施期間終了(平成15年3月31日)に伴う、今後の協会運営につき審議が行われ、審議の結果「協会の求心力を維持するためには、会員が魅力的に思えるような事業は何か」を、総務委員会が議論し総合的な方向づけを行うことになり、協会活動の今後の方向性を含めた全般にわたる議論を行うため、拡大的総務委員会として、各委員会委員長との合同会議を開催することも決議された。

- 4、平成14年度用調査票(支部用)について  
調査票項目の中で管理技士関係が記載されているが、平成13年度から管理技士制度が廃止になり実施していない状況であり、現在、検討委員会にて検討をしていることが報告された。
- 5、第10回経営指標(比率)作成のための調査について  
第10回経営指標作成のための調査については、平成14年1月31日を提出期限として会員各位にお願いし、経営指標作成は3月末の予定。  
会員各位に対しては、6月に発行する「かいほう」に掲載して報告を行う。

構造改善事業実施期間終了は、平成15年3月31日であることから構造改善事業実施項目としての、平成14年度第11回の経営指標作成のための調査が最終になることも報告された。  
なお、構造改善事業実施期間終了後も継続するかについては、今後の協会事業等の検討を行うことになった。

# 協会支部名簿

平成13年12月5日現在

支部名称	支部長名	事務局長名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	伊藤 武史	澤口 輝雄	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	川村 雄蔵	槻木沢四郎	039-2245	青森県八戸市北インター工業団地3-2-80 (株)ほくとう内	0178-21-1513	0178-21-1514
秋田支部	斎藤 善勇	斎藤 弘子	010-1431	秋田県秋田市仁井田二ツ屋1-11-41 サイユウリース(株)内	018-892-7222	018-892-7223
岩手支部	吉田 正晴	佐藤 恵子	023-0852	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271	0197-25-8266
宮城支部	石井 嘉一	伊藤 壽朗	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	茂木 忠勇	東海林寛次	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	後藤 泰治	鈴木 英子	963-8041	福島県郡山市富田町字向館121-20	024-952-0588	024-952-1747
新潟支部	酒井 安治	吉田 準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚 幸司	石原 栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-2822
栃木支部	渡辺 勝一	阿部 智光	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	小林 定之	浦田 隆	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071 4072	03-3295-1820
神奈川支部	金山 静雄	福島 洋子	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613	045-314-5513
長野支部	矢崎 照男	新田 晴茂	390-0805	長野県松本市清水1-6-18	0263-33-1820	0263-39-1132
静岡支部	福田 寛	福田 寛(兼任)	421-1221	静岡県静岡市牧ヶ谷2420-1 第一建機工業(株)内	054-276-0543	054-276-0589
中部支部	近藤 昌三	白井 實	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	代行 吉田 重治	小倉 秀信	938-0013	富山県黒部市香掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川支部	吉川 義孝	林 善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	076-238-7097	076-238-7097
福井支部	白澤 靖夫	牧田 剛	919-0321	福井県福井市下河北町1-25-1 シラサワ建機(株)内	0776-38-1708	0776-38-3860
滋賀支部	中村 吉輝	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷町637-3 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田 栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	廣津 勉伸	野崎 雅子	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル4F	06-6561-7405	06-6567-3432
和歌山支部	角口 賀敏	丸田 美枝	640-8323	和歌山県和歌山市太田667	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	松山 博	北條 弘	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	阪本 敏彦	高島 英昭	733-0873	広島県広島市西区古江新町7-10	082-275-0532	082-275-0532
四国支部	秋山 正信	明石 俊幸	760-0066	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683	087-826-2324
九州支部	上山 武俊	北野 富也	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	—————	伊川 武徳	901-2101	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410	098-876-6410

## (社)全国建設機械器具リース業協会のインターネットのホームページ・アドレス名等の変更のお知らせ

1. 新アドレス名  
新：<http://www.zenken.org>  
(旧：<http://www.alpha-web.ne.jp/zenken>)
2. 新メールアドレス名  
新：[zenken@zenken.org](mailto:zenken@zenken.org)  
(旧：[zenken@mx1.alpha-web.ne.jp](mailto:zenken@mx1.alpha-web.ne.jp))

会員の皆さんやレンタル機器をご用命くださるユーザーさまのホームページです。従来からの「会員照会」・「都道府県別機械設備一覧」・「関連リンク」等も併せてご利用ください。



## 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会員照会

都道府県別機械設備一覧

本協会のご案内

情報板

関連リンク

●会員照会 ●都道府県別機械設備一覧 ●本協会のご案内 ●情報板 ●関連リンク

社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1

近江兄弟社ビル4階

TEL 03-3293-7273 FAX 03-3293-7275

URL：<http://www.zenken.org>

E-mail：[zenken@zenken.org](mailto:zenken@zenken.org)

社団法人全国建設機械器具リース業協会  
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人全国建設機械器具リース業協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建設機械器具賃貸事業に関する調査、

研究を行うとともに、建設機械器具の技術開発を推進し、もってわが国建設産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 建設機械器具賃貸事業に関する調査、研究
- 二 建設機械器具賃貸事業に関する行政施策の協力
- 三 建設機械器具賃貸業構造改善計画の作成、構造改善の推進、指導等に関する事業
- 四 建設機械器具の賃貸に関する適正な流通施策の調査、研究
- 五 建設機械器具の技術開発及びその推進
- 六 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(資格)

第5条 本会の会員は、建設機械器具賃貸事業を営む者で、本会の目的に賛同するものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を附して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する時は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

- 一 本会の会員としての義務に違反したとき
- 二 本会の名譽を傷つけ又は設立の趣旨に反する行為のあったとき
- 三 会費を著しく滞納したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の拠出金品は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

第4章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1人  
副 会 長 6人  
専 務 理 事 1人  
常 務 理 事 1人  
常 任 理 事 10人以内  
理 事 28人以上35人以内  
(会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。)  
監 事 3人

(選 任)

- 第13条 役員は、総会において会員から選任する。ただし、理事のうち18名以内、及び監事のうち1名については、会員以外から選任することができる。
- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

- 第14条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の

(役員報酬)

- 第17条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事及び常務理事は有給とする。

## 第5章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

- 第18条 本会に、顧問、相談役及び参与を各若干名置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推せんにより、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 相談役は、本会の基本的事項について、会長の諮問に応じる。
- 5 参与は、本会の運営事項について、理事会の諮問に応じる。
- 6 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

会務を処理する。

- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 常任理事は、常任理事会を通じて本会の運営に参画する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務の執行に当たる。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任 期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中であっても、総会の議決により、その役員を解任することができる。

## 第6章 会 議

(種 類)

- 第19条 会議は、総会、常任理事会及び理事会とし、総会を定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

- 第20条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 理事会は理事をもって構成する。

(招 集)

- 第21条 会議は、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の5日前までに会員に通知しなければならない。
- ただし、緊急の必要があるときは、書面以外の事実と認められる方法によることができる。
- 3 前項の規定は、常任理事会及び理事会を招集する場合において準用する。

(開催)

第22条 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、開催する。

3 常任理事会及び理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに、開催する。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 常任理事会及び理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(定足数)

第24条 会議は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 総会、常任理事会及び理事会の議事は、この定

- 二 総会に附議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第28条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 会員の現在数
  - 三 会議に出席した会員の数及び理事の氏名  
(書面表決者及び表決委任者を含む。)
  - 四 議決事項
  - 五 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - 六 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

款に別に定めるもののほか、会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議に附議すべき事項)

第27条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
  - 二 事業報告及び収支決算の承認
  - 三 その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 常任理事会は、理事会等に附議する議案及び理事会から委任された事項を議決する。
- 3 理事会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- 一 総会の議決した事項の執行に関すること

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第32条 本会の収支予算は、年度開始前に、総会の議決を得て定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末資産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算を執行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において、出席会員の3分の2以上の議決を得、主務官庁の許可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により、解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号に基づいて解散をする場合は、出席会員の4分の3以上の議

- 3 決を得なければならない。
- 3 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 附 則

- 1 本会の成立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項目にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第25条第1項第1号及び第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計は、第31条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。
- 4 昭和51年7月1日役員25名を30名増員申請許可。
- 5 昭和54年7月23日(事務所)規定の一部変更により

仙台市小田原弓ノ町を同市福室に、福岡市博多区を同市東区に変更申請、許可。

6 昭和55年8月8日付定款の一部変更により副会長3名を6名に増強変更申請、許可。

7 昭和57年7月22日付定款の一部変更により  
(1) 業界の近代化に伴う構造改善計画作成主体となり事業を推進指導等する件。

(2) 役員30名を5名増員(28名以上35名以内)変更申請、許可。

8 昭和58年8月6日付定款の一部変更により

(1) 会員資格及び名称変更

(2) 常務理事の新設

(3) 常任理事の新設 変更申請、許可。

9 平成2年10月12日付定款の一部変更により

(1) 建設機械器具賃貸業管理技士の認定試験、登録及び証明に関する事業

10 平成10年8月17日付定款の一部変更

理事のうち18名以内、及び監事のうち1名を会員以外から選任することが出来ることとする。

この定款の変更は、建設大臣の許可があった日から施行する。

# 支部に関する規定

## 第一章 総 則

### (目 的)

第1条 この規定は、社団法人全国建設機械器具リース業協会(以下本部という)定款第2条の規定による支部の設置、組織及び運営に関する基準事項について定めることを目的とする。

### (設置の申請)

第2条 支部を設置しようとする時は、別に定める申請書に次の各号を記入又は同書類を添えて本部に届け出て理事会の承認を得るものとする。

- 1 支部の名称及び所在地
- 2 定款又は規約等
- 3 役員名簿
- 4 会員名簿
- 5 その他参考となる事項

### (事務所)

第3条 支部の事務所は第2条の届け出にて定めるもののほか、会員の規模地理的条件のほか地域の実情に応じ分会を設けることができる。

### (支部規約)

第4条 支部は、この規程に基づき当該支部の実状に適合した「支部規約」を制定するものとする。

5 前項の退会届を受理した支部は、すみやかに本部長に対し所定の届け出を行うものとする。

### (入会及び退会の承認)

第8条 支部より届け出のあった入会、退会については、本部長の承認を得、本部長はその旨を支部長に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第9条 支部の入会金及び会費は、当該支部において実状に応じ定めるものとする。

## 第三章 役 員

### (役 員)

第10条 支部に支部長その他の役員を置く。  
2 支部の役員に関し必要な事項は、当該支部において定めるものとする。

## 第四章 会 議

### (会 議)

第11条 支部の会議は総会及び理事会とする。  
2 総会は定期総会及び臨時総会とする。  
3 支部の会議に関し必要な事項は当該支部において定めるものとする。

部規約」を制定するものとする。

### (事 業)

第5条 支部は、本定款第3条に規定する目的の達成と支部会員相互の連絡協調を図るため、各事業を行うものとする。

## 第二章 会 員

### (会員の種類)

第6条 支部の会員は、次の2種類とする。  
1 正会員

本部定款第5条に規定する会員で、当該支部の地域内に事業所を有するもの。

2 その他の会員  
本規程第4条の「支部規約」により必要に応じ其の他の会員(賛助会員・副会員・準会員等)を設けることができる。

### (入会及び退会)

第7条 入会及び退会の届け出は、支部を経由して行うものとする。

2 入会しようとする者は、支部長に対し所定の入会申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、入会金を添えて申し出るものとする。

3 前項の入会申込書を受理した支部は、審査の上適正と認められた場合は、すみやかに本部長に対し所定の届け出を行うものとする。

4 退会しようとする者は、支部長に対し所定の退会届により、退会の1月前までに其の旨を申し出るものとする。

## 第五章 資産及び会計

### (資 産)

第12条 支部の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し支部長が管理するものとする。

- 1 支部の入会金及び会費並びに本部よりの交付金
- 2 事業に伴う収入
- 3 その他

### (経 費)

第13条 支部の経費は当該支部の資産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第14条 支部長は毎事業年度当初に、当該支部の事業計画及び収支予算について、支部総会の承認を得るものとする。

### (事業報告及び収支決算)

第15条 支部長は毎事業年度終了後に、当該支部の事業報告及び収支決算について監事の監査を受けた後、支部総会の承認を得るものとする。

### (事業年度)

第16条 支部の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (支部報告)

第17条 支部長は、支部総会で議決した事項について関係資料を添えて本部に報告するものとする。

## 第六章 事務局

### (事務局)

- 第18条 支部は、事務局を設け職員を置くことができる。
- 2 事務局職員の任免は支部長が行うものとする。
- 3 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て支部長が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は昭和58年7月1日から施行する。
- 2 旧社団法人全国建設機械リース業連合会の会員である18団体に  
ついては、第2条の規定にかかわらず、その名称、住所を本部  
に届け出ることにより、現会員を所属会員とした支部が設置さ  
れたものとみなす。

契約 No. 平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所  
氏名 印

賃貸人(乙) 住所  
氏名 印

保証人(丙) 住所  
氏名 印

社団法人日本建設機械化協会  
社団法人全国建設機械器具リース業協会

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

- ② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- ③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。
- ④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

#### 第10条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

#### 第11条 (物件についての損害補償)

- ① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。
- ② 物件が、甲の使用法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相当したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

#### 第12条 (損害賠償責任)

甲が乙の物件の保管・使用に起因して(ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

#### 第13条 (禁止事項)

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

#### 第14条 (通知義務)

甲、乙(又は丙)は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき。

#### 第15条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

- ① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。
- ② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。

- ④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用法・取扱いの不備などにより毀損した場合に限り(期間経過相応の損耗を除く)第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

- ⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

#### 第16条 (契約の解除)

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生の申し立てをしたとき。

- ⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

#### 第17条 (契約解除時の処置)

前条の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

#### 第18条 (中途解約)

- ① 個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。  
ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。
- ② 前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

#### 第19条 (解約損害金)

本契約および別契約が第16条および第18条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

#### 第20条 (秘密の保持)

乙はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

#### 第21条 (連帯保証人)

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

#### 第22条 (契約期間)

基本契約の有効期間は平成 年 月 日より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ年前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

#### 第23条 (公正証書)

甲および丙が本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

#### 第24条 (訴訟管轄)

本契約および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

#### 第25条 (特約)

#### 第26条 (補則)

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

# 建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

## 第6条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

## 第7条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

## 第8条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

## 第9条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

## 第1条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

## 第2条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

## 第3条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

## 第4条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

## 第5条 (レンタル期間)

① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めるときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。



新年あけまして

おめでとようございます

今年も宜しく

お願い申し上げます

各省庁が再編・統合され一年が過ぎ、益々、政官民ともども21世紀を展望した積極的な施策の構築が望まれていると思われまます。

昨今、建設機械器具等の盗難事故が多発しておりますことから、協会では本誌にも掲載しております「建設機械等の盗難・紛失報告書」に基づき、防止策の検討や盗難物の発見システム等の全国的な対応を検討中ではありますが、とりあえず盗難の実情を集計い

たしましたので周知されまして、今後とも支部経由により継続的な報告をお願いいたします。

また、第三次構造改善事業につきましましては、平成14年度をもって終了いたしましたことになっており、現在、各委員会で協会の新事業につきましまして検討が行われております。

会員各位が一致団結して組織の強化・維持することへの協力が重要と思えます。

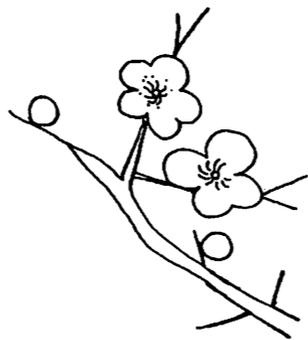
最後になりましたが、会員各位の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成十四年元旦

広報委員長

矢崎 照男

かいほう No.57



発行日

平成14年1月

発行者

社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-1  
近江兄弟ビル4階

発行責任者

TEL 〇三―三二九三―七二七三  
FAX 〇三―三二九三―七二七五

制作編集

広報委員長 矢崎 照男  
佻妻木電子情報印刷

〒151-0066 東京都渋谷区西原1-135-1-15  
TEL 〇三―三四六〇―二五八五  
FAX 〇三―三四六〇―二五八六

# 厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

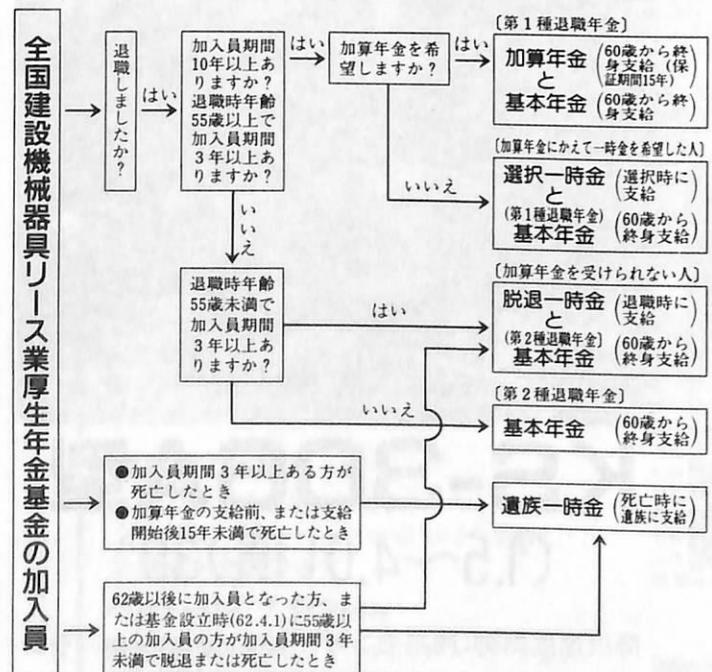
国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える支柱として、加入される方々が年毎に増えております。



当基金では、年金、一時金の支払いのほか、各種福祉事業を行っております。  
厚生年金基金についてのご質問、相談は下記までお問い合わせ下さい。

社員の方々には  
＝老後の安心を＝  
企業にとっては  
＝人材確保と繁栄を＝

あなたはこんな給付が受けられます



【注】  
●基本年金（基本部分の給付）については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。  
●前記のうち、加入員期間が3年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が3年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。（基本加算年金といい、前記の連合会から支給されます。）  
●基本年金および加算年金については、60歳以後も加入員である場合は、退職（65歳に達したため基金からの脱退を含む）したときから支給されます。  
●基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。  
●加算年金については、現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳から支給されます。

## 年金一口メモ

加算年金の15年保証期間つきとは……  
●基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が15年未満で本人が亡くなられた場合には、15年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり15年間は完全に受給権が保証されるというものです。

# 全建リース総合賠償補償制度



## 基本プラン

貸出中のリース機械  
に起因した事故を  
幅広く補償



## オペレーションミス特約

オペレーター・ユーザー  
の作業ミスによる事故  
も補償！



## ユーザー特約

下請一元請間の  
損害を補償！  
同僚間災害を補償！  
搭乗者災害を補償！



さらに……

## 全建リース動産総合補償制度

で貴社の大切なリース機械をお守りします。

【お支払いの対象となる事故例】

- ・盗難 ・破損 ・転倒 ・水害 ・火災
- ・操作ミス

など、あらゆる損害を貸出中・保管中を問わずカバーします。補償料制度を検討されている会員には最適な制度ですので、是非お問い合わせ下さい。

ご加入・内容に関するお問い合わせ先は……

制度商品取扱幹事代理店：

有限会社 ゼンケン  
〒101-0062 東京都千代田区駿河台2-1  
近江兄弟社ビル4階  
電話 03-3293-7239 ファックス 03-3293-7275

引受保険会社：

安田火災海上保険株式会社 営業開発第一部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
電話 03-3349-3216 ファックス 03-3349-4183

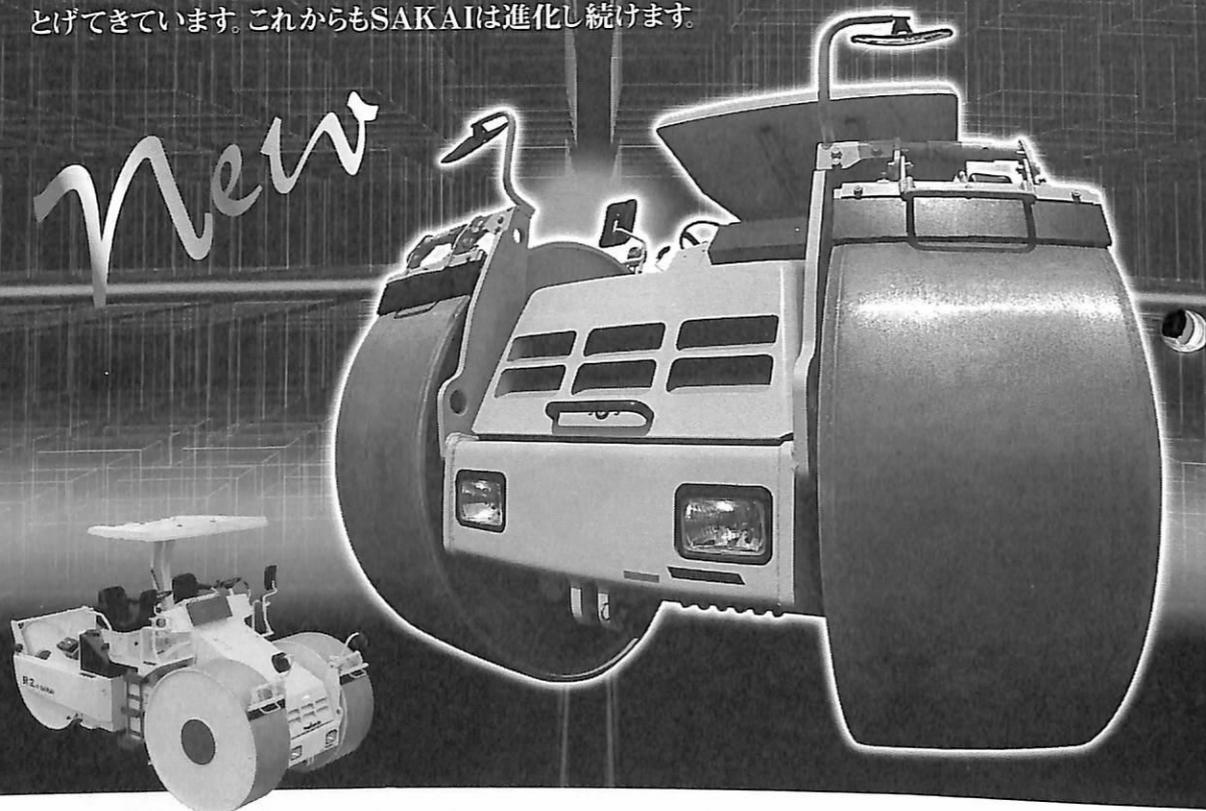
## 全国建設機械器具リース業厚生年金基金

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-7-5  
明治生命飯田橋ビル 5階  
TEL 03 (3230) 3871

SAKAI®

マカダムの進化は止まらない。

1974年、世界初のR2を発表して以来、性能・操作性・安全性・メンテナンス・環境などいろいろな面で進化をとげてきています。これからもSAKAIは進化し続けます。



■環境への最先端の配慮

超低騒音も実現。第2次排ガス規制クリアエンジン搭載、未来に向けてきれいな空気を残すこと、これがサカイのコンセプトです。

■豊富なバリエーション

サカイは多様な現場に対応するために、標準タイプの他にバリエーションの違うタイプを加え、全4機種を揃えています。

ヘビータイプ R2H-1

重転圧作業の現場に…マカダムで最大14tの重量、路盤から表層まで高密度の締固めを行ないます。

後輪分割タイプ R2B-1 (受注生産)

カーブの多い現場に…後輪に分割ロールを使用しひきずりを極力抑えます。

前輪振動タイプ R2V-1 (受注生産)

振動転圧を利用したい現場に…前輪に振動機構を備えた振動マカダムローラ前輪振動でジョイント部や路肩部の転圧に威力を発揮します。

R2-1 マカダムローラ

R2-1仕様 ●運転質量=9,980 kg ●機械質量=9,300 kg ●運転質量配分 前輪/後輪=4,880 / 5,100 kg ●機械質量配分 前輪/後輪=4,650 / 4,650 kg ●線圧 運転質量時 前輪=435 (44.4) N(kgf)/cm 後輪=454 (46.4) N(kgf)/cm ●機械質量時 前輪=414 (42.3) N(kgf)/cm 後輪=414 (42.3) N(kgf)/cm ●全長=5,020 mm ●全幅=2,100 mm ●全高=3,060 (キャビン仕様 2,900) mm ●軸距=3,400 mm ●前車輪(径×幅)=1,620×550 mm ●後車輪(径×幅)=1,620×1,100 mm ●最低地上高=340 mm ●走行速度=0~16 km/h ●最小回転半径=6.3 m ●登坂能力=25度 ●締固め幅=2,100 mm ●オーバーラップ量=50 mm



SKW 酒井重工業株式会社

本社 〒105-0012 東京都港区芝大門1-4-8 浜松町清和ビル ☎(03)3434-3401 (代)  
札幌営業所 仙台営業所 関東営業所 名古屋営業所 北陸営業所 大阪営業所 中四国営業所  
福岡営業所 小型販売事業室 プロダクトサポート部 研修センター  
URL <http://www.sakainet.co.jp>

ラクラク痛!! 勤・作業で、ぐーんと機能UP!!  
コーエイ工専用モノレールゴリキシリーズ

(無人走行運搬機)

乗用モノレール・トップライナーシリーズ

地質調査のボーリング機材運搬、予防治山事業、電力の鉄塔建設工事等困難な自然条件を克服、高齢化と人手不足による作業効率低下の解消、運搬作業の合理化に最適の機材です。



KS-302型 (乗用仕様 KSTR-302型)  
(700kg積)30°



KS-307B型  
(1.5t積)35°

- ①フェイルセーフを基本にした安全機構
- ②エンジンブレーキを自在に活用出来る手動スロットル装置付(OPT)
- ③傾斜地用に開発された余裕のディーゼルエンジン
- ④ショックのない発進停止機構
- ⑤バンパー自動停止装置を取り入れ、軌道上のトラブルも即対応。
- ⑥バッテリー水平維持装置、駆動輪自動給油方式等々の標準装置、オプション機構を有し、使う立場にたった設計思想で、安全性・操作性及びメンテナンス性の向上で、どなたでも安心して使用出来る機械となっています。

急傾斜地専用開発したディーゼルエンジン(オイルパン特注)

山越え、谷越えに、充分対応できる内部機構を備えた本機搭載用に開発したディーゼルエンジンです。従来の2サイクルエンジンの欠点をすべて解消しました。始動はセルスターター式と、リコイルスターター式併用で燃費も経済的です。ヒーター付ですので寒冷地でも始動がスムーズです。



KS-306A型  
(1.5~4.0t積)30°

降坂速度制御(傾斜センサー)によるオーバーランの防止。本機は、誤動作では作動しません。また、配線・配管が断裂すると走行停止、衝突時には自動停止します。その他、自動給油装置(走行時)発進・停止のワンタッチ操作、速度ランプ表示。

土木事業の省力化に奉仕する  
光永産業株式会社

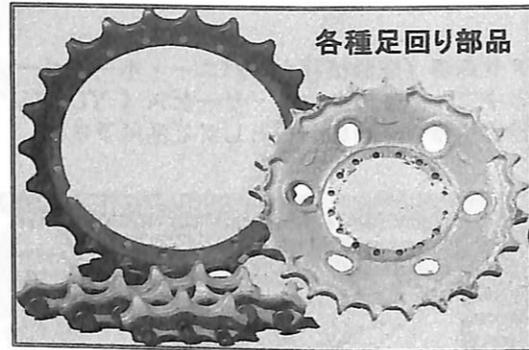
本社/〒799-3102 愛媛県伊予市宮下96-1 TEL (089)983-1414(代) FAX (089)983-1416  
関東営業所/TEL (0495)72-6830 中部営業所/TEL (0568)73-2722  
資材センター/全国23ヶ所 九州営業所/TEL (0964)23-0169

# Dura Parts

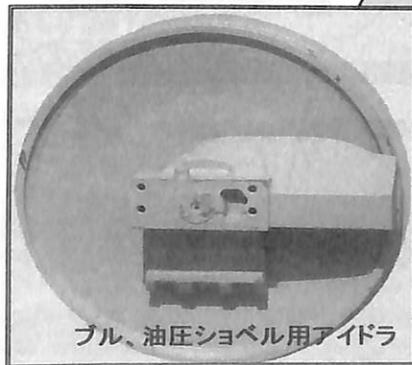
デュラパーツ株式会社

<http://www.dura.co.jp>

ホームページ部品情報掲載中！！



建設機械の消耗部品ならデュラパーツへ



PPリンクはパット付シューアッセンです。  
詳しくは下記へお問合せ下さい。



デュラパーツ株式会社  
〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-2

Tel:03-3568-7461  
fax:03-3568-7462

CANYCOM

# 草刈機 まさお

## CM2101 21PS 4WD&4WS



ゴーカートに見えますが・・・  
じつは、草刈機なんです！



**GOOD DESIGN AWARD**  
2001グッドデザイン賞受賞商品

2001年度 日経工業賞  
機械工業デザイン賞  
審査委員会特別賞  
**受賞**

### 株式会社 筑水キャニコム

〒839-1396 福岡県浮羽郡吉井町福益90-1  
TEL: 09437-5-2195 FAX: 09437-5-4396

<http://www.canycom.co.jp>

■東京事業所 TEL 03(3552)6255(代)	■大阪センター TEL 0790(42)6031(代)
■貿易センター TEL 03(3552)6277(代)	■広島センター TEL 0824(34)5996(代)
■仙台センター TEL 022(281)1255(代)	■松山センター TEL 089(983)2701(代)
■埼玉センター TEL 0495(77)4511(代)	■福岡センター TEL 09437(6)2583(代)
■東京センター TEL 03(3552)6255(代)	■鹿児島センター TEL 0995(58)3011(代)



# 日本車両 エポカミニシリーズ



狭い現場も

NCC29▶

吊り走行タイプ

NCC 26 (2.6t吊り)  
NCC 29 (2.9t吊り)

くらくら

地下搬入も

◀ NTC29

アウトリガタイプ

NTC 05 (0.5t吊り)  
NTC 20 (2.0t吊り)  
NTC 25 (2.5t吊り)  
NTC 29 (2.9t吊り)  
NTC 48 (4.8t吊り)

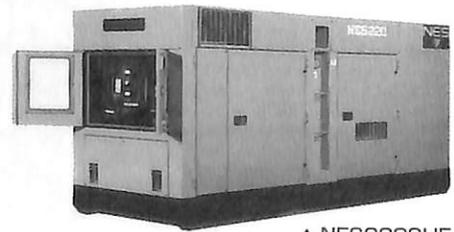
# 日車発電機 NEW NESシリーズ

現場ニーズをベースに多彩な技術を発想します。

排出ガス対策  
エンジン搭載  
(NES13~300)

超低騒音指定  
(NES13~300)

基礎専用発電機  
(NES400)



▲ NES220SHE

日本車輛製造株式会社

営業部 〒458-8502 名古屋市中区鳴海町字柳長80 TEL (052) 623-3312 FAX (052) 623-4349

■北日本営業所 TEL(022)295-3911 ■札幌出張所 TEL(011)881-2021  
■東日本営業所 TEL(03)3552-9506 ■新潟出張所 TEL(025)246-1231  
■中部営業所 TEL(052)612-3611 ■金沢出張所 TEL(076)263-0138  
■西日本営業所 TEL(06)6372-3251 ■広島出張所 TEL(082)211-5231  
■九州営業所 TEL(092)503-7581 ■高知出張所 TEL(0888)94-0350

ユアサ商事株式会社  
YUASA 建設機械カンパニー

～建設機械カンパニー・ホームページ開設 & 電子カタログ・サービス開始～

URL: <http://www.yuasa.co.jp/kenki/>

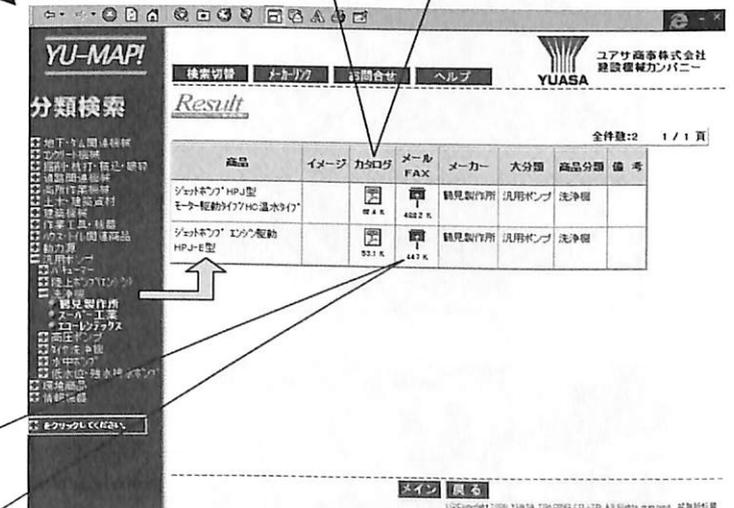
ユアサ商事『建設機械カンパニー・ホームページ』を開設致しました。  
その中で、電子カタログ・サービス『YU-MAP!』を提供させて頂いております。  
皆様の情報収集源の一つとしてご活用下さい。現在、Web上でどなたでも参照可能です。



HP制作: 湯浅企画出版(株)

## 『YU-MAP!』電子カタログ

- ・3種類の検索方法により商品を絞り込み、PDFカタログを参照出来ます。
- ・分類検索・絞り込み検索・文字検索]
- ・メール/Fax送信が可能です。
- ・多数のメーカー・ホームページとリンクをしています。(200社以上)



メール/FAX 送信

送付方法  
E-Mail F-Fax

高付番型  
Transmission: HPJ0001.pdf / Transmission: HPJ0001.pdf

送付先情報  
〒458-8502 名古屋市中区鳴海町字柳長80

会社名  
〒  
〒  
〒

送付内容

★ ご不明な点につきましては下記までお問い合わせ下さい。  
 <お問い合わせ> ユアサ商事(株) 建設機械カンパニー 建設機械本部  
 Tel:03-3665-6829 Fax:03-3665-4696 Mailto: yskenzi@yuasa.co.jp  
 URL: <http://www.yuasa.co.jp/kenki/>  
 <開発元> (株)湯浅ナレッジインダストリー オープンシステム部  
 Tel: 03-5296-1816 Fax:03-5296-0985 Mailto: open-system@yki.co.jp  
 URL: <http://www.yki.co.jp/>  
 ©Copyright2001 YUASA TRADING CO.,LTD. All Rights reserved.(200107)

# スリムボディの決定版。

■ 後方超小旋回機 ZAXIS arc ミニシリーズ、新登場。 ■



Photo: ZX30U

ZAXIS ALL ROUND CHALLENGE  
**arc**



日立建機株式会社 東京都文京区後楽2-5-1  
〒112-8563 ☎ダイヤルイン(03)3830-8033  
URL: <http://www.hitachi-kenki.co.jp>

#### IT性能 e-ショベル機能搭載

●機械のメンテナンスに有効な稼働時間情報や位置情報が取得できる通信機能をミニショベルで初めて搭載しました。

#### 環境に優しい超低騒音・クリーンエンジン搭載

●国土交通省の超低騒音型建設機械(ZX40U、ZX50Uは低騒音型建設機械)の基準値や排出ガス2次規制値をクリアしました。

#### 狭い現場でラクラク、安心・快適作業

旋回時にクローラ幅から後端部がはみ出さない丸くてスッキリ、スリムボディの後方超小旋回機ZAXISミニシリーズは、住宅密集地での都市型・一般土木工事など、近年ますます増えている狭い現場で威力を発揮します。標準機に迫る、クラス最大の出力を誇るエンジンを搭載し、広い作業範囲やスムーズな操作性、優れた安全性・メンテナンス性さらには、機械の稼働時間情報や位置情報が確認できるe-ショベル機能をミニショベルとして初めて搭載するなど作業効率の向上とトータルコストダウンを実現します。また、国土交通省の超低騒音型建設機械(ZX40U、ZX50Uは低騒音型建設機械)の基準値や排出ガス2次規制値をクリアし、人にそして環境に優しいZAXIS arc ミニシリーズ新登場です。

ZX27U 30U 35U 40U 50U

# SUPER GUARDIAN



## スーパーガーディアンシリーズ **特許出願中**

### 油圧ショベル安全対策自動停止装置

油圧ショベル旋回時の、挟まれ・衝突等の人身事故を未然に防止。安全な作業環境を実現する、最新の危険回避システム。

- 高感度センサーで、後部カウンターウエイト旋回範囲内に進入した不安全者を確実に感知します。
- 本装置ではセンサーの感知から機械停止までを全て自動で行うため、センサーが感知すると同時に機械が停止します。
- 操作はスイッチを入れるだけ、また取付も簡単で各建機メーカーの機種に対応いたします。

### 油圧ショベル盗難防止装置

油圧ショベルなど、大切な建設機械の盗難を、当社独自のシステムで確実に回避する、画期的な盗難防止システムです。

- 通常作業終了後、盗難防止スイッチ(本人のみ知る)を入れて置くだけの簡単操作。
- 別売りの超音波センサーに連動させると、上記の安全対策自動停止装置と兼用することが可能です。

詳細は下記までお問い合わせ下さい。

**SGS**

株式会社エスジーシステム

〒176-0011 東京都練馬区豊玉上2-15-8  
桜台トーキビル3F

FAX03-5912-6801

TEL03-5912-3123



**CATERPILLAR**

**MINI**

CAT MINI Hydraulic Excavator

新たなる価値基準。  
CATクォリティーに磨かれた  
本格派ミニ油圧ショベル  
**CAT ミニ!**

### 303 CR ミニ油圧ショベル

機械質量 2,950kg (キャノピ)  
3,120kg (キャブ)  
標準バケット容量 0.09m<sup>3</sup> (JIS 0.08m<sup>3</sup>)  
エンジン定格出力 19.1kW (26PS)



### 305 CR ミニ油圧ショベル

機械質量 4,600kg (キャノピ)  
4,720kg (キャブ)  
標準バケット容量 0.16m<sup>3</sup> (JIS 0.14m<sup>3</sup>)  
エンジン定格出力 31.3kW (42.6PS)



**CAT** 新キャタピラー三菱

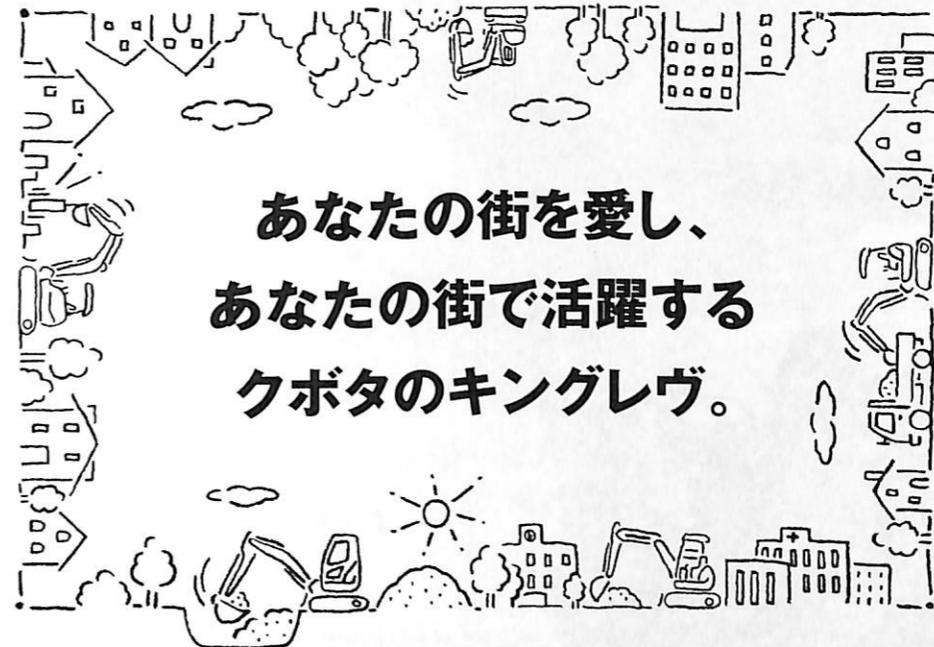


本社/営業部門  
東京都世田谷区用賀4-10-1 〒158-8530 TEL.03-5717-1155 <http://www.scm.co.jp/>  
CATERPILLAR (キャタピラー) 及びCATはCaterpillar Inc.の登録商標です。REGALは新キャタピラー三菱株式会社の登録商標です。

# Kubota

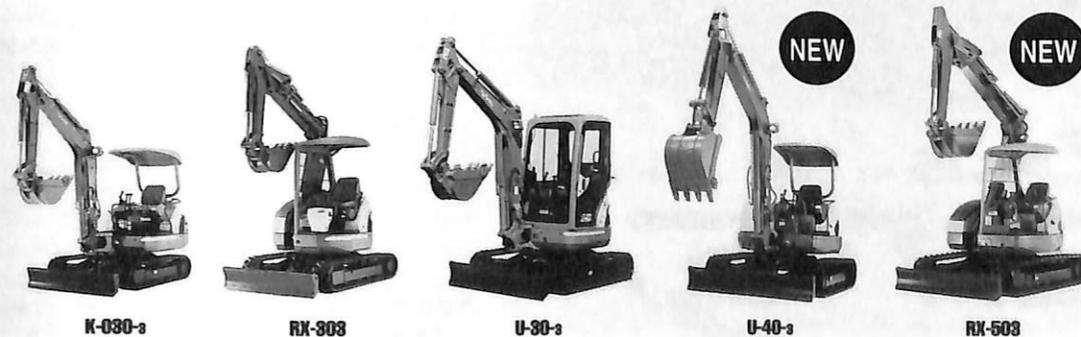
美しい日本をつくろう。

## URBAN EXCAVATOR **KINGLEV**



あなたの街を愛し、  
あなたの街で活躍する  
クボタのキングレヴ。

排気ガス第2次規制対応エンジン搭載、超低騒音仕様のキングレヴシリーズ  
新登場のU-40-3・U-50-3・RX-503が加わり、さらに強力ラインアップ!



### 株式会社クボタ

●カタログのご請求、およびお問い合わせは、

建設機械事業推進部 〒573-0004 枚方市中宮大池1-1-1 TEL.072 (890) 2885 FAX.072 (890) 2884

北海道クボタ建機(株) ☎011 (377) 5511 東北クボタ建機(株) ☎022 (384) 2144 (株)クボタ建機関東 ☎048 (865) 5181 (株)クボタ建機西日本 ☎0727 (81) 7715  
(株)クボタ建機中国 ☎0823 (72) 0233 四国クボタ建機(株) ☎087 (874) 6565 (株)クボタ建機九州 ☎096 (358) 6200



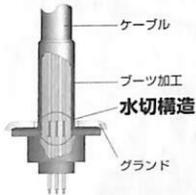
環境を最優先としたグローバル企業へ  
We have a CONCEPTION!

レンタル業者様へ

# ランニングコスト軽減へのご提案

キャブタイヤケーブルには心線のすき間をシールすることによりモータ内部への浸水を防止する

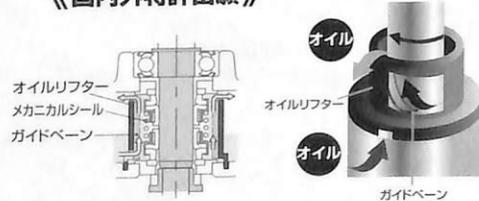
**水切構造を採用!**



オイルが減少してもメカニカルシール上部摺動面の潤滑および冷却を安定維持! メカニカルシールの長寿命化が図れる

**オイルリフターを装備!**

《実用新案登録済》  
《国内外特許出願》



**ステンレスボディ TYPE**

ホースカップリングは袋ナットを緩めるだけなので簡単に

**上向き、横向き変更可能**



錆びにも強いタフな外装! 長期間美観を保持するステンレスボディで

**塗装不要!**

出力: 0.48kW  
吐出し口径: 50mm

高さ、わずか  
**27.5cm**

## 一般工事排水用 水中ハイスピンポンプ LB-480sus STAINLESS BODY

株式会社 鶴見製作所

大阪本店: 〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL. (06) 6911-2351 FAX. (06) 6911-1800  
東京本社: 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL. (03) 3833-9765 FAX. (03) 3835-8429

北海道支店 TEL. (011) 787-8385 北関東支店 TEL. (048) 688-5522 北陸支店 TEL. (076) 268-2761 中国支店 TEL. (082) 923-5171  
東北支店 TEL. (022) 284-4107 新潟支店 TEL. (025) 283-3363 近畿支店 TEL. (06) 6911-2311 四国支店 TEL. (087) 815-3535  
東京支店 TEL. (03) 3833-0331 中部支店 TEL. (052) 481-8181 兵庫支店 TEL. (078) 575-0322 九州支店 TEL. (092) 623-6020

www.taurumpump.co.jp

# この時代この差が大きい デンヨーのパワーソース

**この差** 極められた静音で 夜間作業ができる! **エンジン発電機**



DCA-25SBI  
50Hz 20kVA - 60Hz 25kVA

DCA-150SPH  
50Hz 125kVA - 60Hz 150kVA

DCA-400SPK  
50Hz 350kVA - 60Hz 400kVA

**この差** あらゆる溶接棒が溶接でき さらに、溶接音が静か! **エンジン溶接機**



GAW-180SS  
30~180A

DAW-300SS  
30~300A

DLW-300SDK  
30~300A

**この差** 排ガス・騒音環境対応で 周囲に気がねなく作業! **エンジンコンプレッサー**



DIS-55SB  
1.56m<sup>3</sup> min

DIS-70SB  
2.0m<sup>3</sup> min

DIS-500US  
14.2m<sup>3</sup> min

●技術で明日を築く  
**デンヨー株式会社**  
本社: 〒164-8510 東京都中野区上高田4-2-2  
TEL. 03 (3228) 1111

札幌営業所 ☎011 (862) 1221  
東北営業所第一課 ☎019 (647) 4611  
東北営業所第二課 ☎022 (254) 7311  
関東営業所第一課 ☎025 (268) 0791  
関東営業所第二課 ☎027 (251) 1931

東京営業所 ☎03 (3228) 2211  
横浜営業所 ☎045 (774) 0321  
静岡営業所 ☎054 (261) 3259  
名古屋営業所 ☎052 (935) 0621  
金沢営業所 ☎076 (269) 1231

大阪営業所 ☎06 (6488) 7131  
広島営業所 ☎082 (278) 3350  
高松営業所 ☎087 (874) 3301  
九州営業所 ☎092 (935) 0700

KOMATSU

いま、お客さまとの新しい関係が始まる。

GRAND BEETLE

コマツ 営業企画部

〒107-8414 東京都港区赤坂2-3-6 TEL. 03-5561-2714 <http://www.komatsu.co.jp>

KOBELCO

ゆるぎない本流へ。



- 排ガス2次規制対応!
- 稼げる後方超小旋回!
- ワイド&クリアな安全視界!
- 優れた生涯コストパフォーマンス!
- 最適仕様が選べるワイドな汎用性!

### グランビートル SE エディション、誕生!

重機クラスに後方超小旋回の流れをつかったグランビートルが、  
 いよいよ進化。シリーズコンセプト「小旋回ショベルにも快適性能を」  
 はそのままに、より多彩な視点からさまざまな課題を解決できるマシンとして誕生。  
 環境・安全・レンタルへの配慮を、IT時代に即した情報システムを、  
 国際的に通用する価値を、一身に備えうる本格派ショベル、SEエディション。いよいよ未来へ。

後方超小旋回ショベル  
 グランビートル  
**Grand  
 Beetle**

- 60SR (0.28m<sup>3</sup>/6,700kg)
- 115SR (0.45m<sup>3</sup>/11,800kg)
- 135 [LC] SR (0.5m<sup>3</sup>/13,400 [13,600] kg)
- 200SR (0.75m<sup>3</sup>/19,700kg)

もっとSolution  
ますますEvolution

ともに解決しあい、互いに進化しあい。  
 もっと敏感に変化を捉え、新しさに満ちた提案を。  
 技術はもとより、環境、流通、IT、グローバルといった新視点から、  
 より有益なソリューション(課題解決)で支援していくとともに、  
 さらなる進化を遂げていくために。  
 いよいよ私たちの新しい挑戦が始まりました。  
 SEマークは私たちの新たな決意のシンボルです。

コベルコ建機株式会社

東京本社/〒141-8626 東京都品川区東五反田2-17-1 ☎03-5789-2111

<http://www.kobelco-kenki.co.jp>



かいほう  
No.57